

**横瀬町第5期障がい者計画
第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画
(パブリックコメント)**

**令和3年1月
横瀬町**

<表紙裏>

はじめに

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけと計画期間	4
第2章 横瀬町の障がい者を取り巻く環境	7
1 障がい者の状況	7
2 通園・通学の状況	15
3 アンケート調査結果のまとめ	16
第2部 第5次横瀬町障がい者計画	29
第1章 計画の方向性	31
1 計画の基本的考え方	31
2 基本理念	34
3 基本目標	36
4 施策の体系	38
第2章 障がい者施策の展開	42
基本目標1 地域福祉の推進	42
基本目標2 安心できる保健・医療の体制づくり	45
基本目標3 障がいのある人の社会参加のための支援	50
基本目標4 障がいのある人が住みよいまちづくり	55
第3部 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画	61
第1章 障がい福祉サービスの充実【第6期障がい福祉計画】	63
1 第6期障がい福祉計画の基本方針	63
2 訪問系サービス	66
3 日中活動系サービス	68
4 居住支援・施設系サービス	77
5 相談支援	80
6 その他の障がい福祉サービス	83
7 地域生活支援事業（①必須事業）	84
8 成果目標	97
第2章 障がい福祉サービスの充実【第2期障がい児福祉計画】	102
1 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本方針	102
2 障がい児を対象としたサービス	104
3 成果目標	107

第4部 計画の推進	109
第1章 計画の推進体制	111
1 関係機関、地域との連携	111
2 サービスの質の向上と供給体制の確保	112
第2章 計画の進捗・管理	113
1 計画の進行管理.....	113
2 計画値確保の方策.....	113
資料編.....	114
1 設置要綱	116
2 会員名簿	116

「障がい」の表記について

本計画においては、心のバリアフリーを推進するために、「障害者」などの「害」の字の表記について可能な限りひらがなで表記しました。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せずに、引き続き「害」の字を使っています。

このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

表記の基本的な考え方は、以下のとおりです。

○障害→障がい

○障害者→障がいのある人あるいは障がい者（身体・知的・精神の3障がいを総称するときに使う）とします。（文章のつながりの中で使い分けます）

○身体障害者→身体障がい者（3障がいの中で特定するときに使う）

○知的障害者→知的障がい者（3障がいの中で特定するときに使う）

○精神障害者→精神障がい者（3障がいの中で特定するときに使う）

第 1 部

総論

第1部 総論

<扉裏>

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では、「障害者権利条約」を実現するための近年の障がい者に係る制度改革や障がいのある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成30年度から令和2年度までの3か年を計画期間とする「第4期横瀬町障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」（以下「前計画」という。）を一体的に策定し、障がい者施策を総合的、計画的に推進してきました。

前計画の策定に先立ち、平成28年5月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の一部を改正する法律」では、障がい者が自らの望む地域生活を実現するための支援の充実や、障がい児支援に対するニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実が規定されており、地域生活支援拠点等の整備とともに、障がい者の高齢化・重度化や親亡き後を見据えた施策展開が求められました。また、平成29年2月には、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けた改革工程が発表され、市町村の福祉行政が新たな局面を迎える中での計画策定でした。

この度、3年に一度の障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画見直しの時期を迎えましたが、令和2年5月には、直近の障がい者保健福祉施策の動向等を踏まえ、前計画策定の基礎となった「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の一部改正が行われました。

本町においても、前計画期間中における取組状況や障がい福祉サービス等の利用実績等を踏まえながら、障がいのある人もない人も隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するインクルーシブな社会の実現を、地域住民とともに推進していくことを目指す「横瀬町第5期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

※インクルーシブな社会：障がいのある人もない人も、誰をも分離したり排除することなく地域の中に包み込む社会。

2 計画の位置づけと計画期間

(1) 法令等の根拠

本計画は、障害者基本法第11条第3項で定める「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条第1項で定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項で定める「市町村障害児福祉計画」を法的根拠とし、これら3計画を一体的に策定するものです。

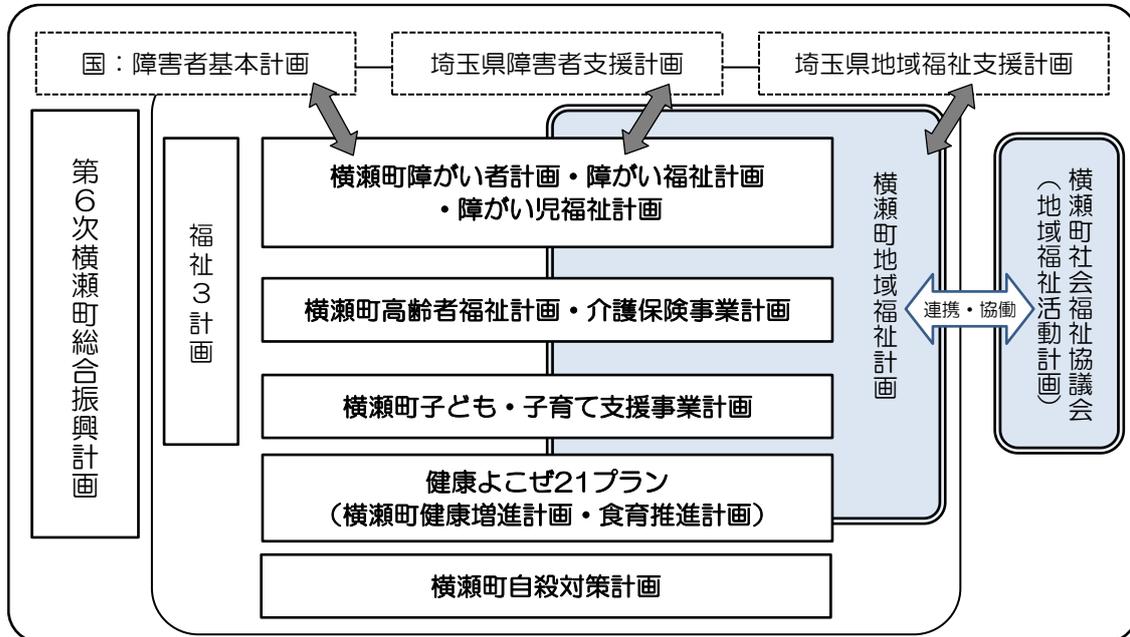
「障害者計画」は、本町の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な理念や施策の方向性を定める計画として位置づけられます。

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、具体的な数値目標やサービスの提供方法を定める計画として位置づけられます。

計画名	根拠法令	計画の性格	計画の内容
障害者計画	障害者基本法第11条第3項	障がい者福祉施策全般の基本的指針を定める計画	保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報など障がい者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの
障害福祉計画	障害者総合支援法第88条第1項	障がい者（児）施策の中のサービス提供などについての具体的な実施計画	障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの
障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20第1項		障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの

(2) 計画の位置づけ

障害者基本法第11条第1項で定める「障害者基本計画」や障害者基本法第11条第2項で定める「埼玉県障害者支援計画」に基づくとともに、「第6次横瀬町総合振興計画」、「第2次横瀬町地域福祉計画・横瀬町地域福祉活動計画」、その他の町の関連計画との整合性を図ります。



(3) 本計画の対象

本計画では、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいなどを含む。）その他の心身の機能の障がいや難病等患者※（特定疾患）のために、日常生活や社会生活において様々なハンディキャップがある人を対象とします。なお、障害者権利条約の趣旨に鑑み、あらゆる障がいを有する人を含みます。さらに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）の観点から、障がいのない人も対象とします。

※難病等患者：障害者総合支援法における難病の定義より、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者（令和元年7月1日現在333疾病に拡大されました。また、小児慢性特定疾病の対象疾病は令和元年7月1日現在762疾病となっています）をいいます。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

国の障がい者福祉政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

計画名	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
障がい者計画						
	第4期障がい者計画			第5期障がい者計画		
障がい福祉計画						
	第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
障がい児福祉計画						
	第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画		

(5) 横瀬町保健福祉審議会の実施

障がい者関係団体や各種関係団体の代表、保健・医療・福祉関係者や学識経験者で構成される「横瀬町保健福祉審議会」において、計画内容の協議を行います。

(6) アンケート調査結果の活用

障がい者の日常生活の状況、障がい福祉施策に関する意見の把握などを目的にアンケート調査を実施し、調査結果の計画内容への反映を図りました。

また、障がい者のみならず、障がいのない町民の意識を把握するため、障害者手帳所持者及び福祉サービス利用者以外の町民を対象にした調査も併せて実施しました。

(7) パブリックコメントの実施

令和3年1月12日から2月10日までの期間を設け、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施し、本計画に対する町民からの意見を広く募り、計画内容への反映を図りました。

第2章 横瀬町の障がい者を取り巻く環境

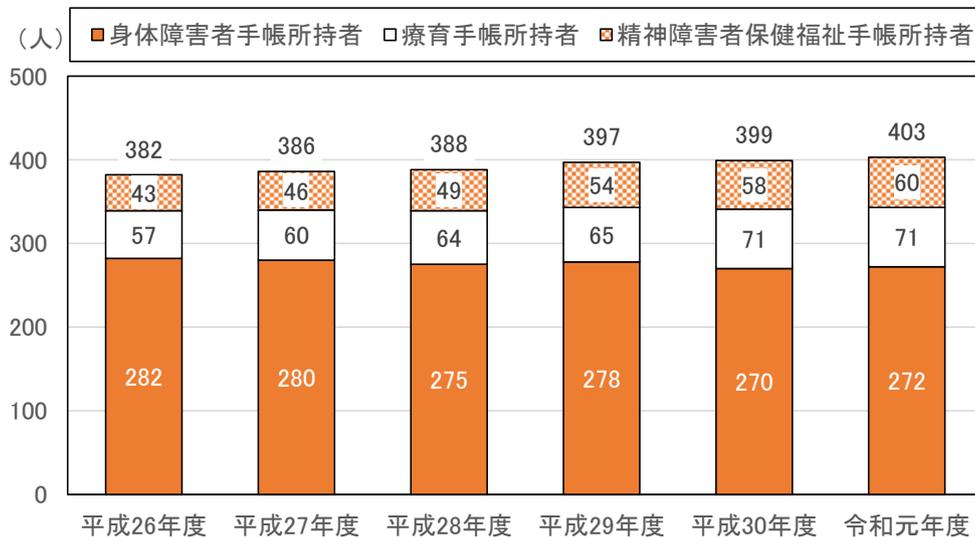
1 障がい者の状況

(1) 障がい者数の推移

本町の障害者手帳所持者数は、毎年増加しています。

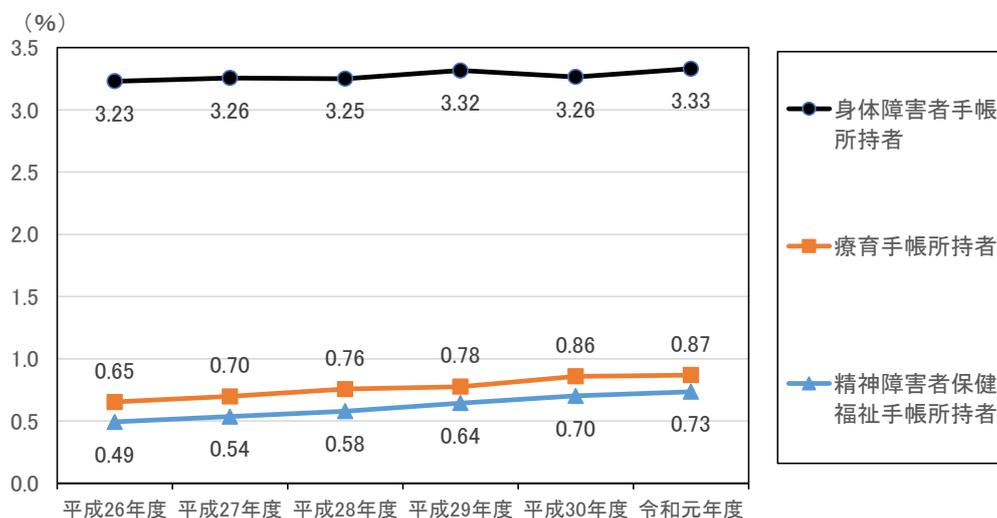
また、総人口に占める割合でも増加傾向となっており、令和元年度末時点の各手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者が3.33%、療育手帳所持者数が0.87%、精神障害者保健福祉手帳所持者数が0.73%と増加傾向にあります。

○障害者別手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）



資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター／埼玉県立精神保健福祉センター

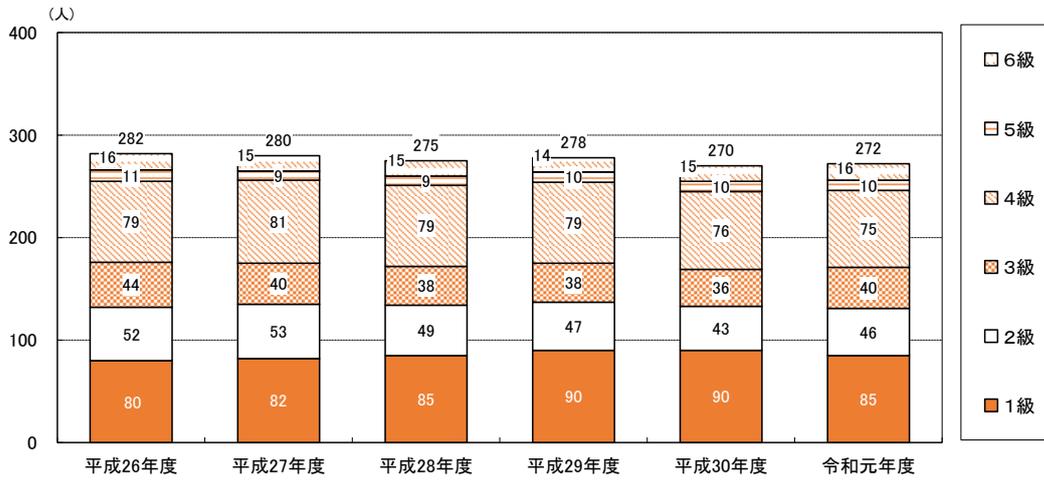
○障害者手帳所持者数の総人口に占める割合の推移



(2) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数は、令和元年度で272人となっています。手帳の等級については、いずれの年も1級が30%前後と、最も多くなっています。

○身体障害者等級別手帳所持者数の推移



資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター

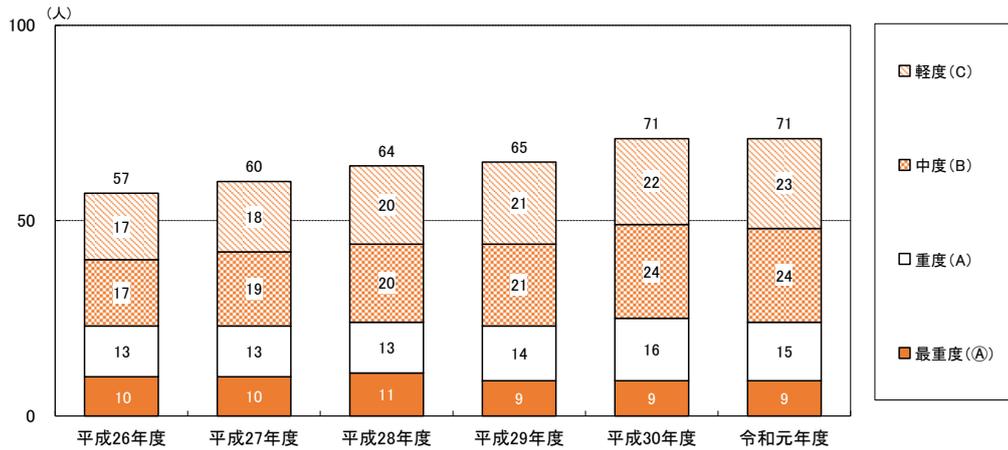
(単位：人)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
等級別	1級	80 28.4%	82 29.3%	85 30.9%	90 32.4%	90 33.3%	85 31.3%
	2級	52 18.4%	53 18.9%	49 17.8%	47 16.9%	43 15.9%	46 16.9%
	3級	44 15.6%	40 14.3%	38 13.8%	38 13.7%	36 13.3%	40 14.7%
	4級	79 28.0%	81 28.9%	79 28.7%	79 28.4%	76 28.1%	75 27.6%
	5級	11 3.9%	9 3.2%	9 3.3%	10 3.6%	10 3.7%	10 3.7%
	6級	16 5.7%	15 5.4%	15 5.5%	14 5.0%	15 5.6%	16 5.9%
	合計	282	280	275	278	270	272

(3) 知的障がい者の状況

療育手帳所持者数は、令和元年度で71人となっています。程度別で見ると、最重度、重度の障害のある人（OA、A判定）が33.8%、中度（B判定）が33.8%、軽度（C判定）が32.4%となっております。いずれの程度においても人数は増加傾向を示しています。

○療育手帳所持者程度別人数の推移



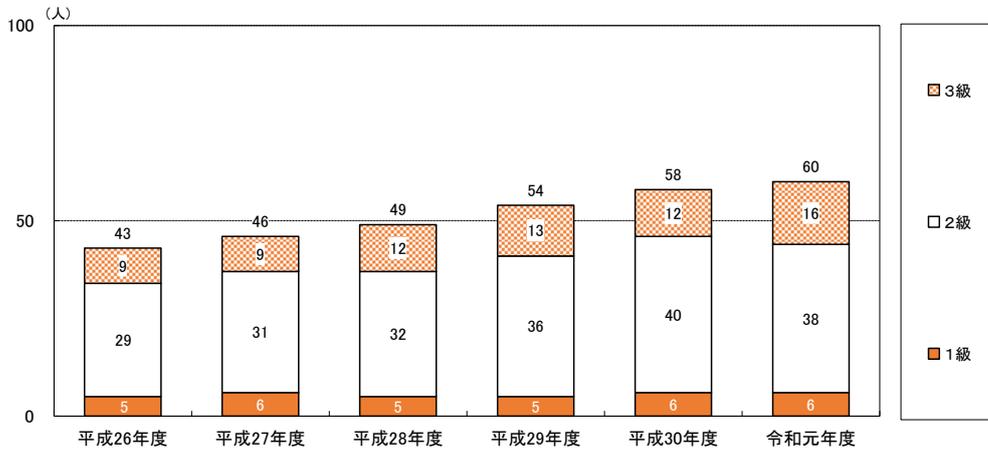
資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター
(単位：人)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
程度	最重度(A)	10 17.5%	10 16.7%	11 17.2%	9 13.8%	9 12.7%	9 12.7%
	重度(A)	13 22.8%	13 21.7%	13 20.3%	14 21.5%	16 22.5%	15 21.1%
	中度(B)	17 29.8%	19 31.7%	20 31.3%	21 32.3%	24 33.8%	24 33.8%
	軽度(C)	17 29.8%	18 30.0%	20 31.3%	21 32.3%	22 31.0%	23 32.4%
合計		57	60	64	65	71	71

(4) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度で60人となっています。

○精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：埼玉県立精神保健福祉センター

(単位：人)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
程度	1級	5 11.6%	6 13.0%	5 10.2%	5 9.3%	6 10.3%	6 10.0%
	2級	29 67.4%	31 67.4%	32 65.3%	36 66.7%	40 69.0%	38 63.3%
	3級	9 20.9%	9 19.6%	12 24.5%	13 24.1%	12 20.7%	16 26.7%
合計		43	46	49	54	58	60

(5) 自立支援給付の申請状況

自立支援給付の申請状況では、令和2年度の申請数が68人、受給者証交付数及び障害支援区分認定者数が55人と、平成27年度に比べて増加しています。

障害支援区分認定者数の内訳では、平成27年度から令和2年度にかけて、身体障害者手帳所持者の障害支援区分認定者数は3人減少、精神障害者保健福祉手帳所持者の障害支援区分認定者数は5人増加、療育手帳所持者の障害支援区分認定者数は7人増加しています。

○自立支援給付の申請状況（各年度3月31日現在）

（単位：人）

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
申請数		47	48	51	62	66	68
受給者証 交付数	17歳以下	3	4	6	8	9	10
	18～64歳	43	41	44	50	54	55
	合計	46	45	50	58	63	65
障害支援 区分認定者数	非該当	15	13	17	19	22	22
	区分1	1	1	0	0	0	0
	区分2	3	3	6	6	6	7
	区分3	8	5	5	4	5	6
	区分4	6	8	8	8	7	6
	区分5	7	8	8	8	9	7
	区分6	6	7	6	5	5	7
	合計	46	45	50	50	54	55

※令和2年度は11月現在

資料横瀬町健康づくり課

○障害支援区分認定者数の内訳（各年度3月31日現在）

（単位：人）

		(人)	障害支援区分認定者数(人)							
			非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
平成27年度	身体障害者手帳	11	1	0	1	4	0	2	3	
		17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	
		18～64歳	9	1	0	1	3	0	1	3
		65歳以上	2	0	0	0	1	0	1	0
	療育手帳	25	9	0	0	3	5	5	3	
		17歳以下	3	3	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	22	6	0	0	3	5	5	3
		65歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0
	精神障害者保健福祉手帳	10	5	1	2	1	1	0	0	
		17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0
18～64歳		10	5	1	2	1	1	0	0	
65歳以上		0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		46	15	1	3	8	6	7	6	
平成28年度	身体障害者手帳	9	1	0	1	1	1	2	3	
		17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	
		18～64歳	5	1	0	1	1	0	0	2
		65歳以上	4	0	0	0	0	1	2	1
	療育手帳	24	10	0	0	3	6	5	0	
		17歳以下	4	4	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	18	6	0	0	2	6	4	0
		65歳以上	2	0	0	0	1	0	1	0
	精神障害者保健福祉手帳	12	2	1	2	1	1	1	4	
		17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0
18～64歳		11	2	1	1	1	1	1	4	
65歳以上		1	0	0	1	0	0	0	0	
合計		45	13	1	3	5	8	8	7	
平成29年度	身体障害者手帳	9	1	0	0	1	1	2	4	
		17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	
		18～64歳	5	0	0	0	1	0	0	4
		65歳以上	4	1	0	0	0	1	2	0
	療育手帳	29	12	0	1	3	6	5	2	
		17歳以下	6	6	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	20	6	0	1	3	4	4	2
		65歳以上	3	0	0	0	0	2	1	0
	精神障害者保健福祉手帳	12	4	0	5	1	1	1	0	
		17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0
18～64歳		11	4	0	4	1	1	1	0	
65歳以上		1	0	0	1	0	0	0	0	
合計		50	17	0	6	5	8	8	6	

資料横瀬町健康づくり課

			(人)	障害支援区分認定者数(人)						
				非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
平成30年度	身体障害者手帳		9	2	0	0	1	2	1	3
		17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	4	0	0	0	1	0	0	3
		65歳以上	5	2	0	0	0	2	1	0
	療育手帳		26	10	0	1	2	5	6	2
		17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	22	10	0	1	2	3	4	2
		65歳以上	4	0	0	0	0	2	2	0
	精神障害者保健福祉手帳		15	7	0	5	1	1	1	0
		17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0
18～64歳		13	6	0	4	1	1	1	0	
65歳以上		2	1	0	1	0	0	0	0	
合 計			50	19	0	6	4	8	8	5
平成31年度	身体障害者手帳		9	2	0	0	1	2	1	3
		17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	4	0	0	0	1	0	0	3
		65歳以上	5	2	0	0	0	2	1	0
	療育手帳		30	12	0	1	4	3	8	2
		17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	26	12	0	1	4	1	6	2
		65歳以上	4	0	0	0	0	2	2	0
	精神障害者保健福祉手帳		15	8	0	5	0	2	0	0
		17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0
18～64歳		14	7	0	5	0	2	0	0	
65歳以上		1	1	0	0	0	0	0	0	
合 計			54	22	0	6	5	7	9	5
令和2年度	身体障害者手帳		8	2	0	0	1	1	1	3
		17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	4	0	0	0	1	0	0	3
		65歳以上	4	2	0	0	0	1	1	0
	療育手帳		30	11	0	1	5	3	6	4
		17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	26	11	0	1	5	1	5	3
		65歳以上	4	0	0	0	0	2	1	1
	精神障害者保健福祉手帳		17	9	0	6	0	2	0	0
		17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0
18～64歳		16	8	0	6	0	2	0	0	
65歳以上		1	1	0	0	0	0	0	0	
合 計			55	22	0	7	6	6	7	7

※令和2年度は11月現在

資料横瀬町健康づくり課

(6) 自立支援医療費公費負担の申請状況

自立支援医療費公費負担の申請状況では、令和2年度末現在で更生医療が10人、育成医療が1人、精神通院医療が109人となっています。

○自立支援医療制度利用状況（各年度3月31日現在）（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
更生医療	10	9	10
育成医療	0	3	1
精神通院医療	96	100	109

資料横瀬町健康づくり課

(7) 医療給付受給者の状況

医療給付受給者の状況では、平成26年度から平成28年度にかけて、秩父保健所管内、横瀬町ともに、それぞれの受給者数は横ばいで推移しています。

○指定難病医療給付受給者の推移（各年度3月31日現在）（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
秩父保健所管内の総数	707	704	705
横瀬町の総数	48	48	48

資料横瀬町健康づくり課

○埼玉県特定疾患等医療給付受給者の推移（各年度3月31日現在）（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
秩父保健所管内の総数	2	2	3
横瀬町の総数	1	1	1

資料横瀬町健康づくり課

○小児慢性特定疾病医療給付受給者の推移（各年度3月31日現在）（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
秩父保健所管内の総数	74	70	73
横瀬町の総数	7	6	4

資料横瀬町健康づくり課

2 通園・通学の状況

(1) 保育所・幼稚園

保育所に通う障害者手帳を所持している幼児数は、令和2年度は3人となっています。

○保育所・幼稚園に通う幼児数の推移（各年度4月1日現在）（単位：人）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
保育所(幼児数)	0	2	0	0	3	3
幼稚園(幼児数)	0	0	0	1	0	0

資料横瀬町健康づくり課

(2) 特別支援学級

特別支援学級に通う児童・生徒数は、令和元年度以降、増加し、令和2年度現在、小学校が17人、中学校が6人となっています。

○特別支援学級に通う児童・生徒数の推移（各年度4月1日現在）（単位：人）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
小学校	7	6	5	8	18	17
中学校	6	5	4	4	6	6

資料横瀬町教育委員会

(3) 特別支援学校

特別支援学校へは、令和2年度現在、9人の児童・生徒が通っています。

○特別支援学校に通う児童・生徒数の推移（各年度4月1日現在）（単位：人）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
小学校	1	1	2	2	3	3
中学校	2	1	2	1	2	2
高等学校	3	5	5	7	5	4

秩父特別支援学校、入間わかくさ高等特別支援学校へ通学

資料横瀬町健康づくり課

3 アンケート調査結果のまとめ

横瀬町第5期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を策定するにあたり、町内在住の障害者手帳・自立支援医療受給者証（精神通院医療）・指定難病医療受給者証等をお持ちの皆様の生活状況、ご意見やご要望を伺い、新しい計画をつくるための基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

■調査対象・実施方法・実施時期

区分	調査対象	調査方法	実施時期
①障がい者調査	横瀬町内在住の障害者手帳・自立支援医療受給者証（精神通院医療）・指定難病医療受給者証等をお持ちの方	郵送	令和2年8月
②一般町民調査	住民基本台帳から無作為に抽出した20歳以上の方（500名）		
③サービス事業所調査	サービス提供事業所		

■配布・回収状況

区分	配布数	回収数	回収率
①障がい者調査	456件	193件	42.3%
②一般町民調査	500件	209件	41.8%
③サービス事業所調査	49件	41件	83.7%

※調査結果について

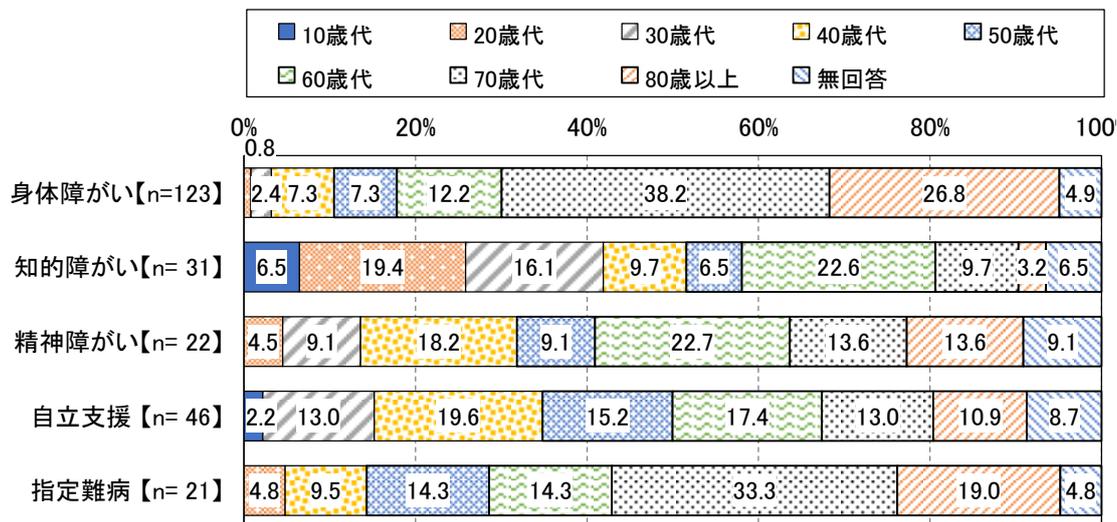
- 【n=***】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率（%）で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

(1) 障がい者調査

①障がい者の年齢

○障がい種別では、身体障がい者、難病患者は「60歳代」以上の割合が高く、知的障がい者、精神障がい者、自立支援医療受給者は「10歳代」～「60歳代」の割合が高くなっています。

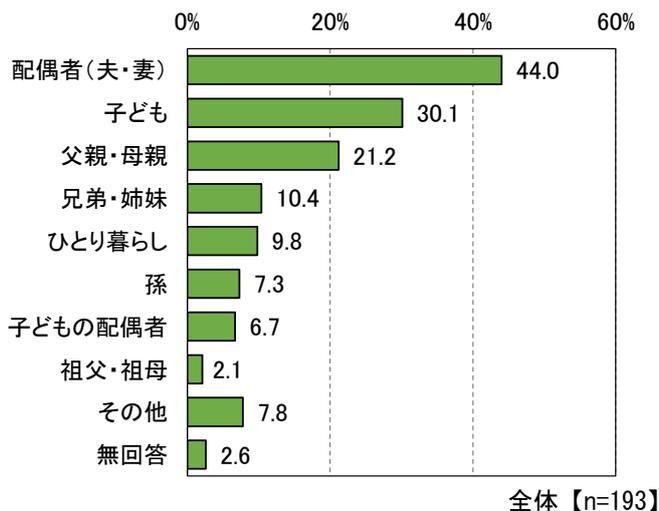
Q. あなたの年齢をお答えください。(1つに○)



②一緒に暮らしている人

○一緒に暮らしている人は、全体では「配偶者(夫・妻)」が44.0%、「子ども」が30.1%、「父親・母親」が21.2%、「兄弟・姉妹」が10.4%となっています。

Q. あなたと一緒に暮らしている人をお答えください。(あてはまるものすべてに○)



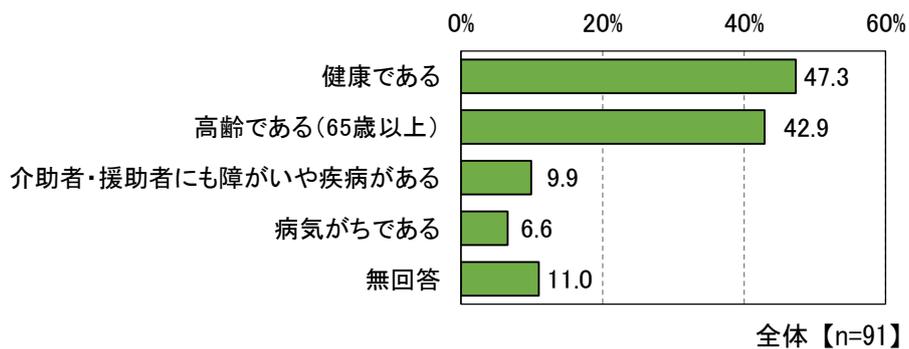
③主な介助者の健康状態

○主な介助者の健康状態は、全体では「健康である」が47.3%、「高齢である（65歳以上）」が42.9%、「介助者・援助者にも障がいや疾病がある」が9.9%、「病気がちである」が6.6%となっています。

○障がい別にみると、特に大きな差はありませんが、精神障がい者では「高齢である（65歳以上）」が56.3%で他の障がい者に比べて高い割合となっています。

Q. 主な介助者・援助者の健康状態を教えてください。（あてはまるものすべてに○）

●全体



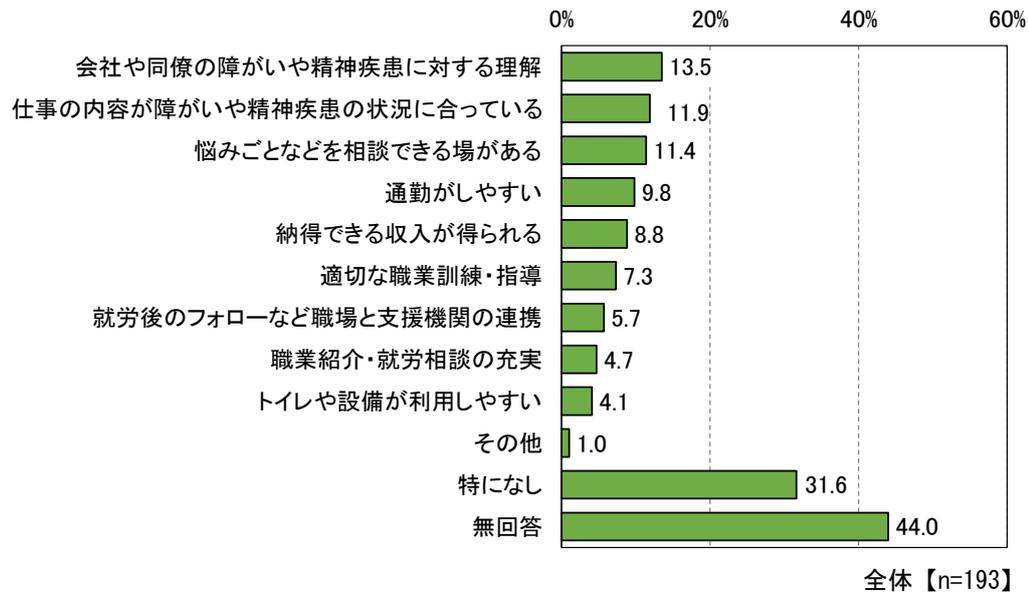
●障がい区分別

	健康である	高齢である (65歳以上)	介助者・援助者にも障がいや疾病がある	病気がちである	無回答
身体障がい【n=59】	44.1%	44.1%	10.2%	5.1%	10.2%
知的障がい【n=20】	60.0%	30.0%	5.0%	0.0%	15.0%
精神障がい【n=16】	37.5%	56.3%	12.5%	12.5%	6.3%
自立支援【n=17】	64.7%	23.5%	0.0%	5.9%	11.8%
指定難病【n=11】	72.7%	18.2%	0.0%	0.0%	18.2%

④就労する上で特に必要な条件や支援

○就労する上で特に必要な条件や支援については、全体では「会社や同僚の障がいや精神疾患に対する理解」「仕事の内容が障がいや精神疾患の状況に合っている」「悩みごとなどを相談できる場がある」などが上位に挙げられています。

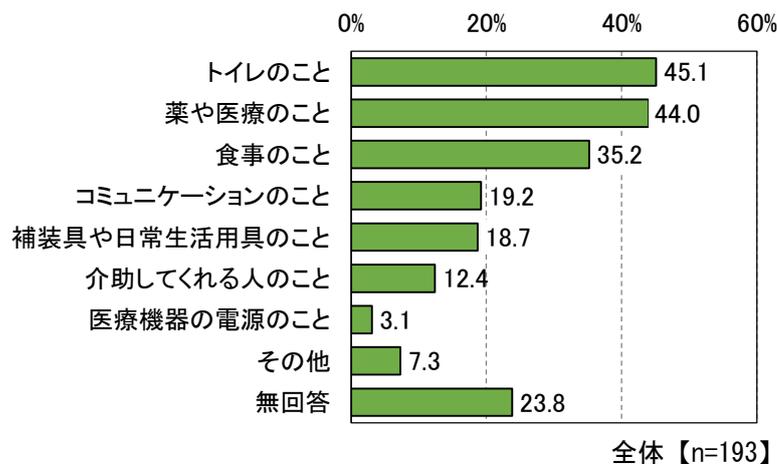
Q. あなたの現在の仕事について、あるいはこれから仕事をする場合に、特に必要な条件や支援はどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)



⑤避難所で困ること

○避難所で困ると思われることは、全体では「トイレのこと」(45.1%)、「薬や医療のこと」(44.0%)、「食事のこと」(35.2%)が上位に挙げられています。

Q. 避難所で困ると思われることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



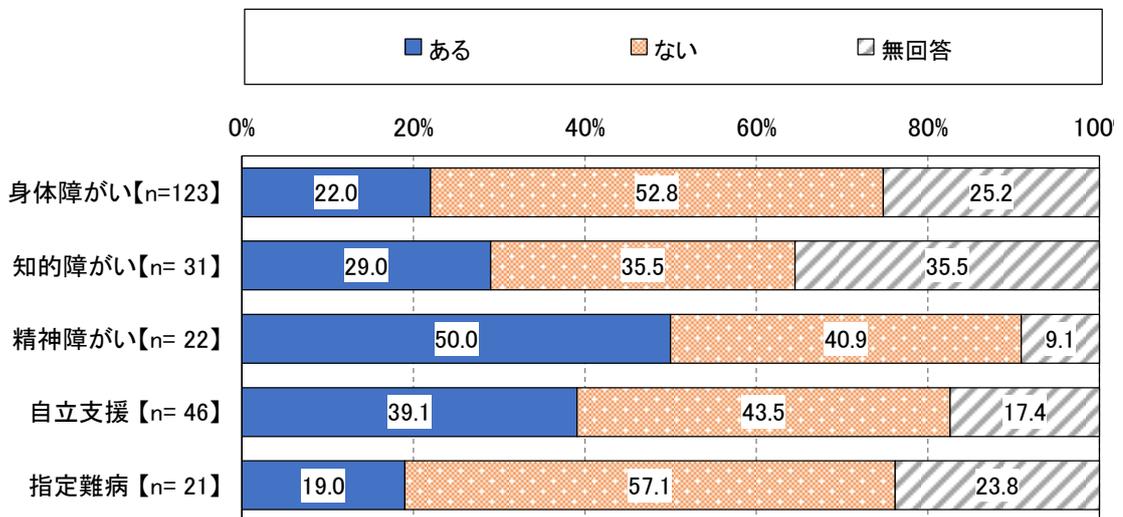
⑥差別や嫌な思いをした経験

○差別や嫌な思いをした経験を障がい別にみると、「ある」と回答した割合は、身体障がい者では22.0%、知的障がい者では29.0%、精神障がい者では50.0%、自立支援者では39.1%、指定難病者では19.0%となっています。

○どのような場所で差別や嫌な思いをしたかを障がい別にみると、身体障がい者では「仕事場」が最も多く、次いで「仕事を探すとき」「外出先」となっています。知的障がい者では「仕事場」「病院などの医療機関」が最も多く、次いで「住んでいる地域」「余暇を楽しむとき」となっています。精神障がい者では「病院などの医療機関」「外出先」が最も多くなっています。

Q. あなたは、障がいや精神疾患があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。（1つに○）

●障がい区分別



Q. どのような場面で差別や嫌な思いをしましたか。（あてはまるものすべてに○）

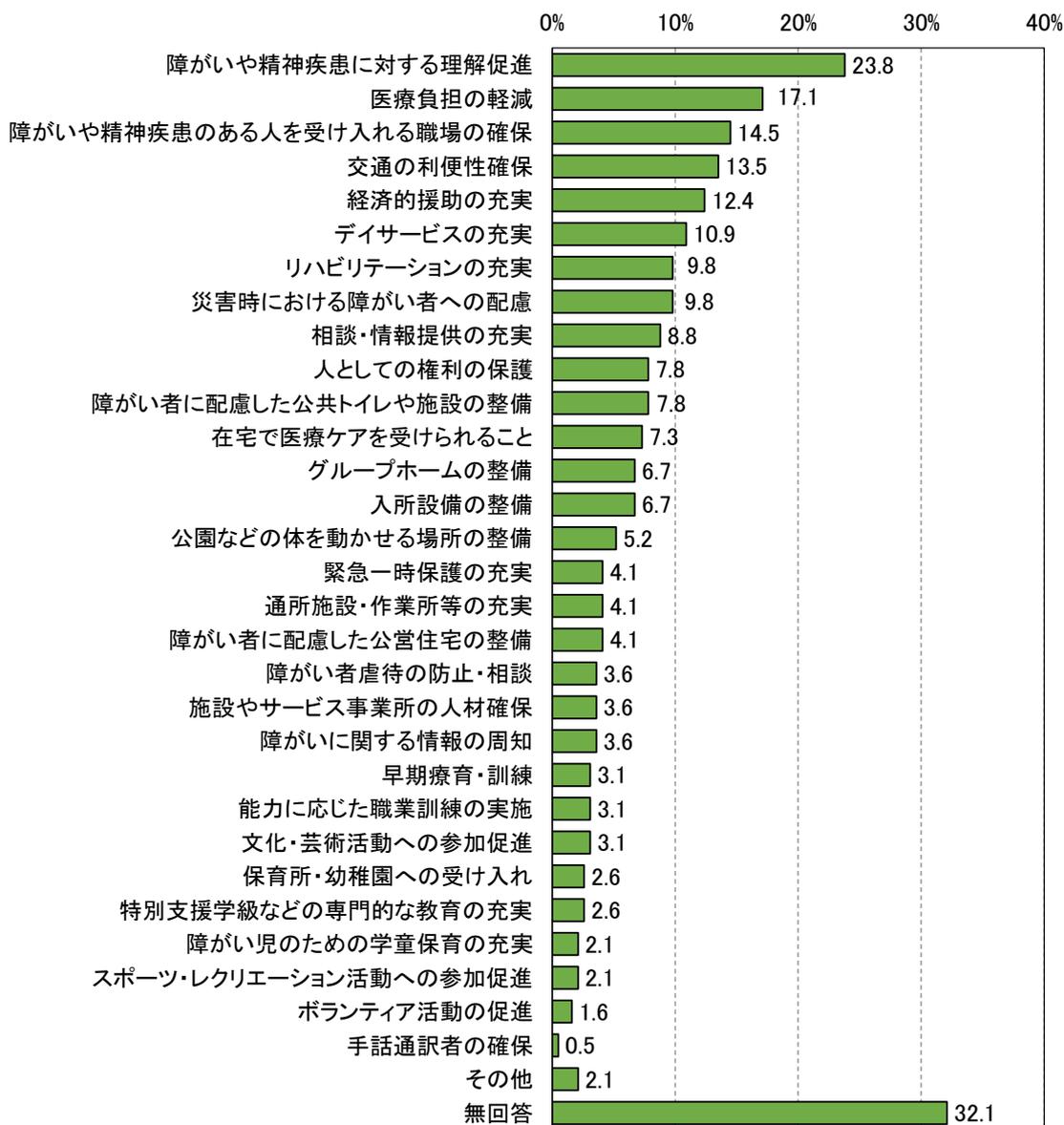
●障がい区分別

	仕事場	病院などの医療機関	仕事を探すとき	外出先	住んでいる地域	余暇を楽しむとき	その他	無回答
身体障がい【n=27】	40.7%	14.8%	33.3%	25.9%	18.5%	7.4%	7.4%	11.1%
知的障がい【n= 9】	44.4%	44.4%	0.0%	11.1%	33.3%	33.3%	0.0%	11.1%
精神障がい【n=11】	9.1%	45.5%	9.1%	45.5%	27.3%	9.1%	18.2%	9.1%
自立支援【n=18】	27.8%	44.4%	33.3%	27.8%	27.8%	16.7%	0.0%	5.6%
指定難病【n= 4】	50.0%	25.0%	50.0%	50.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%

⑦障がい者に住みやすいまちをつくるために、特に必要だと思うこと

○障がいや精神疾患のある人にとって住みやすいまちをつくるために、特に必要だと思うことは、全体では「障がいや精神疾患に対する理解促進」が23.8%で最も多く、次いで「医療負担の軽減」が17.1%、「障がいや精神疾患のある人を受け入れる職場の確保」が14.5%、「交通の利便性確保」が13.5%、「経済的援助の充実」が12.4%となっています。

Q. 障がいや精神疾患のある人にとって住みやすいまちをつくるために、特に必要だと思うことを教えてください。(〇は3つまで)



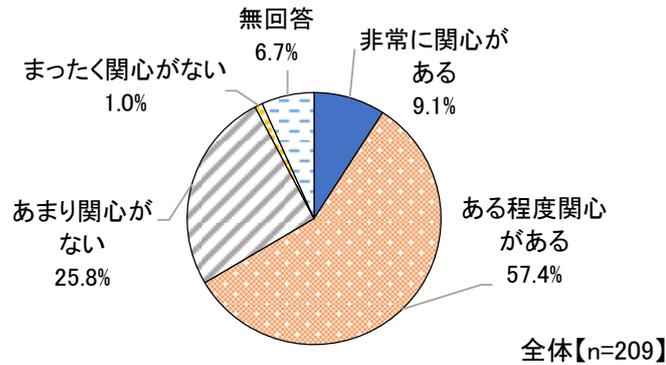
全体【n=193】

(2) 一般町民調査

①障がい者への関心

○障がいのある方の問題について、関心がある割合（「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」の合計）は66.5%となっています。

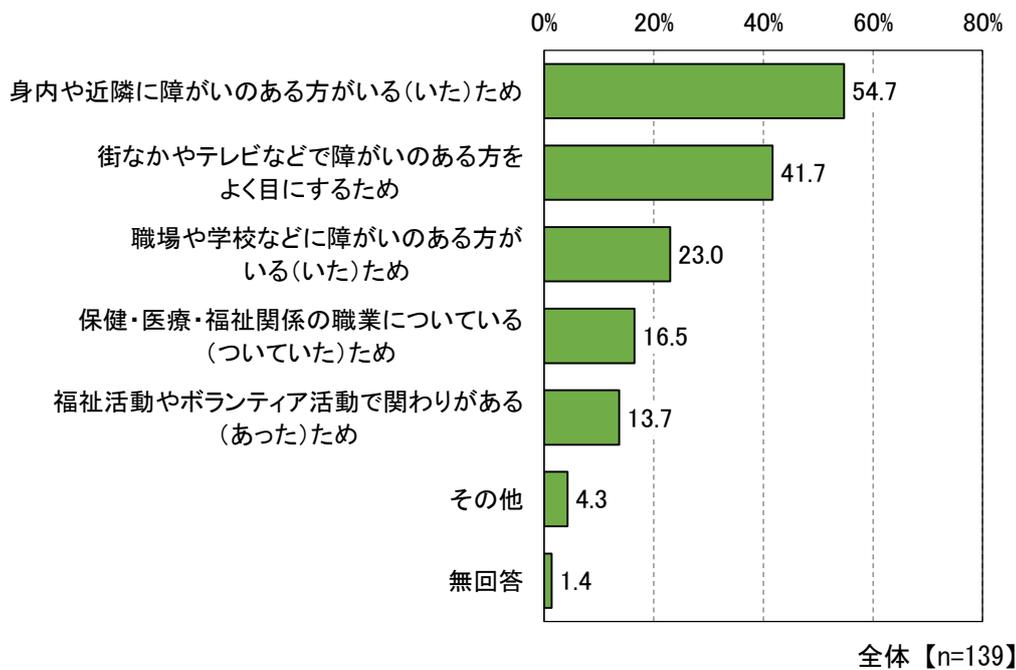
Q. あなたは障がいのある方の問題にどの程度関心がありますか。（1つに○）



②障がい者への関心がある理由

○障がいのある方に対して関心がある理由は、「身内や近隣に障がいのある方がいる（いた）ため」が54.7%で最も多く、「街なかやテレビなどで障がいのある方をよく目にするため」が41.7%、「職場や学校などに障がいのある方がいる（いた）ため」が23.0%となっています。

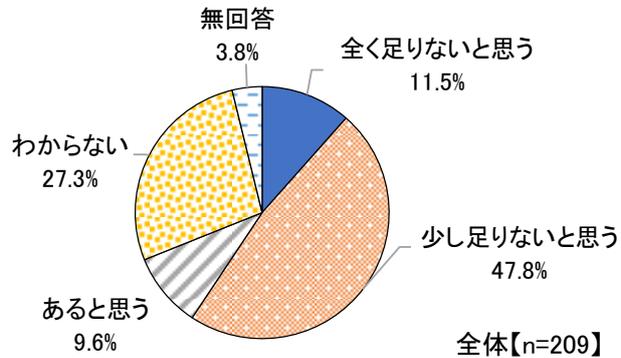
Q. どのような理由から、関心をお持ちですか。（あてはまるものすべてに○）



③障がい者に対する配慮や理解について

○障がいのある方に対する配慮や理解が足りていないと思う割合（「全く足りないと思う」と「少し足りないと思う」の合計）は59.3%となっています。

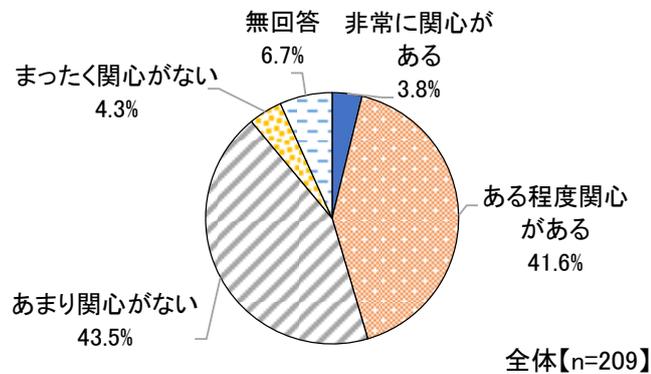
Q. 普段の生活の中で、障がいのある方に対する配慮や理解が足りていると感じますか。（1つに○）



④ボランティア活動への関心度

○ボランティアに関心がある割合（「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」の合計）は45.4%となっています。

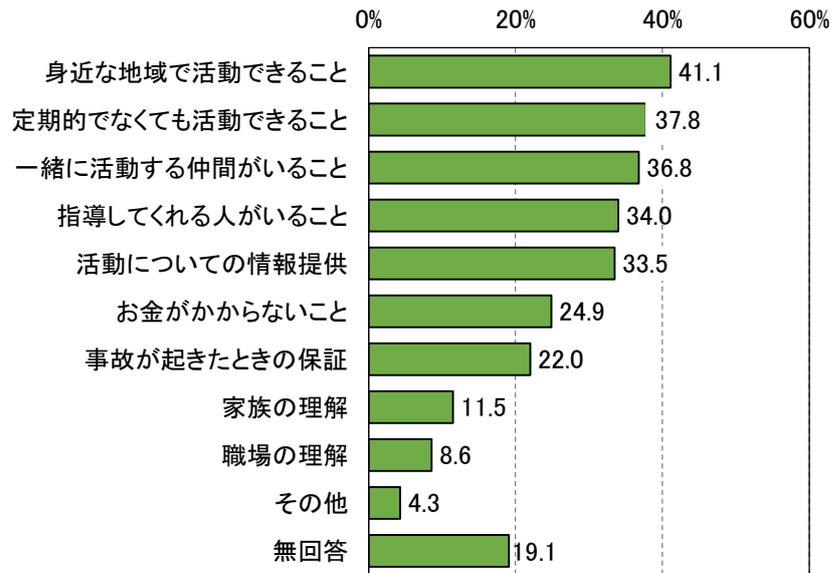
Q. あなたは福祉関係のボランティア活動に関心がありますか。（1つに○）
（障がいのある方、寝たきりや一人暮らしの高齢者の世話をするボランティアなど）



⑤ボランティア活動をする上での支援

○ボランティア活動をする（始める）場合、どのような支援があれば活動しやすいかを尋ねたところ、「身近な地域で活動できること」が41.1%で最も多く、次いで「定期的でなくても活動できること」が37.8%、「一緒に活動する仲間がいること」が36.8%、「指導してくれる人がいること」が34.0%、「活動についての情報提供」が33.5%となっています。

Q. あなたがボランティア活動をする（始める）場合、どのような支援があれば活動しやすいですか。（あてはまるものすべてに○）

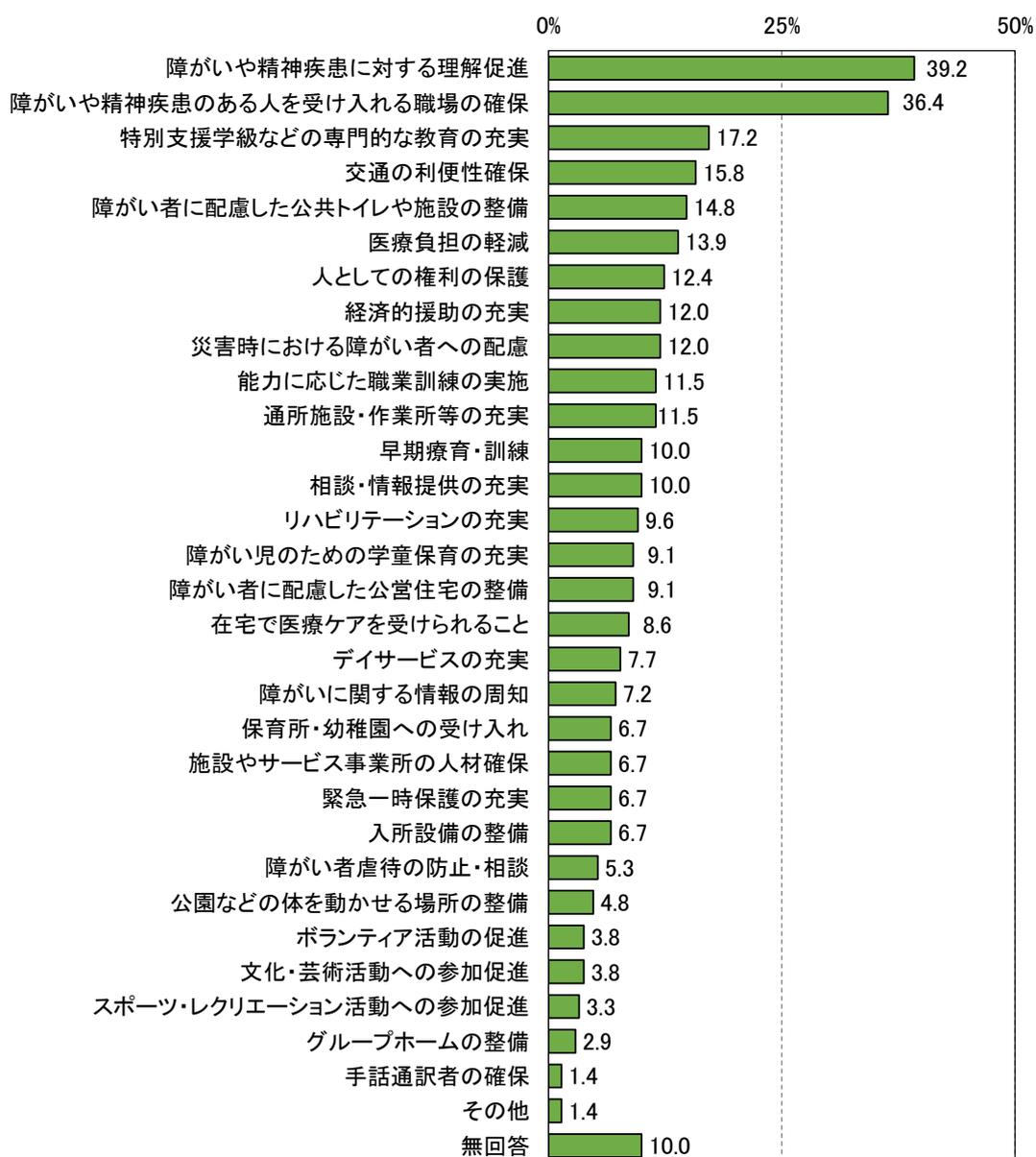


全体【n=209】

⑥障がい者に住みやすいまちをつくるために、特に必要だと思うこと

○障がいや精神疾患のある人にとって住みやすいまちをつくるために、特に必要だと思うことは、「障がいや精神疾患に対する理解促進」が39.2%で最も多く、次いで「障がいや精神疾患のある人を受け入れる職場の確保」が36.4%、「特別支援学級などの専門的な教育の充実」が17.2%、「交通の利便性確保」が15.8%、「障がい者に配慮した公共トイレや施設の整備」が14.8%となっています。

Q. 障がいや精神疾患のある人にとって住みやすいまちをつくるために、特に必要だと思うことを教えてください。(〇は3つまで)



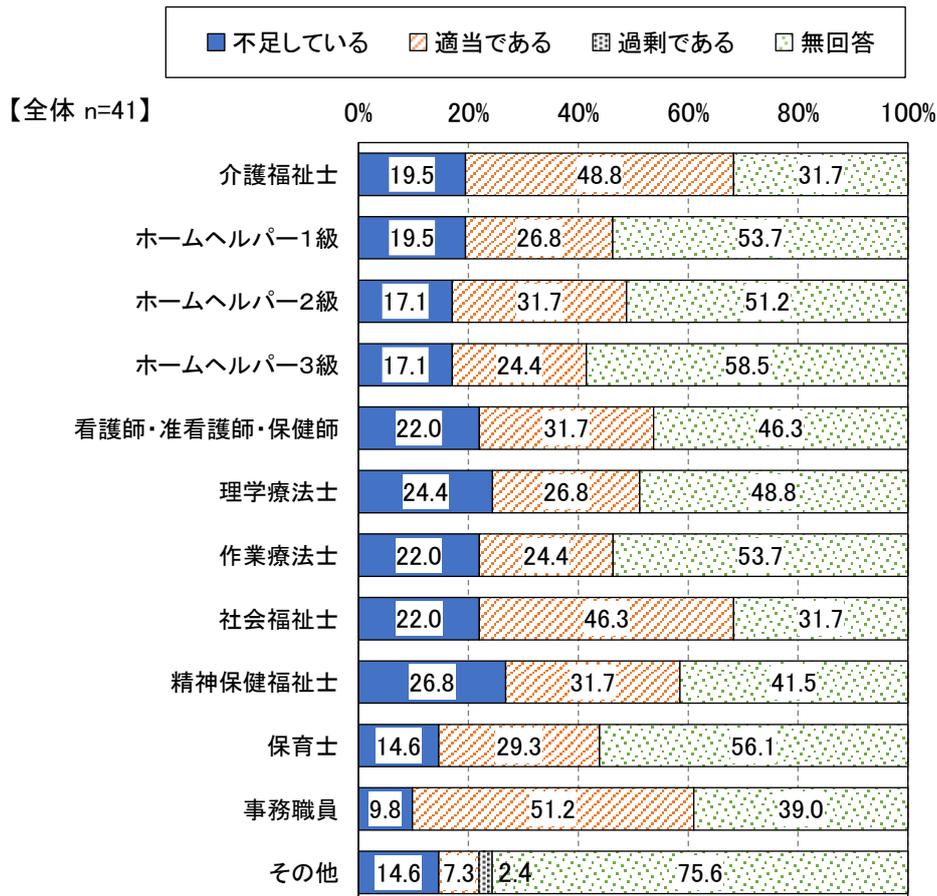
全体【n=209】

(3) サービス事業所調査

① 職員の過不足状況

○職員の過不足状況では、「不足している」という回答が多かった職種として「精神保健福祉士」(26.8%)、「理学療法士」(24.4%)「看護師・准看護師・保健師」(22.0%)、「作業療法士」(22.0%)、「社会福祉士」(22.0%)などが挙げられています。

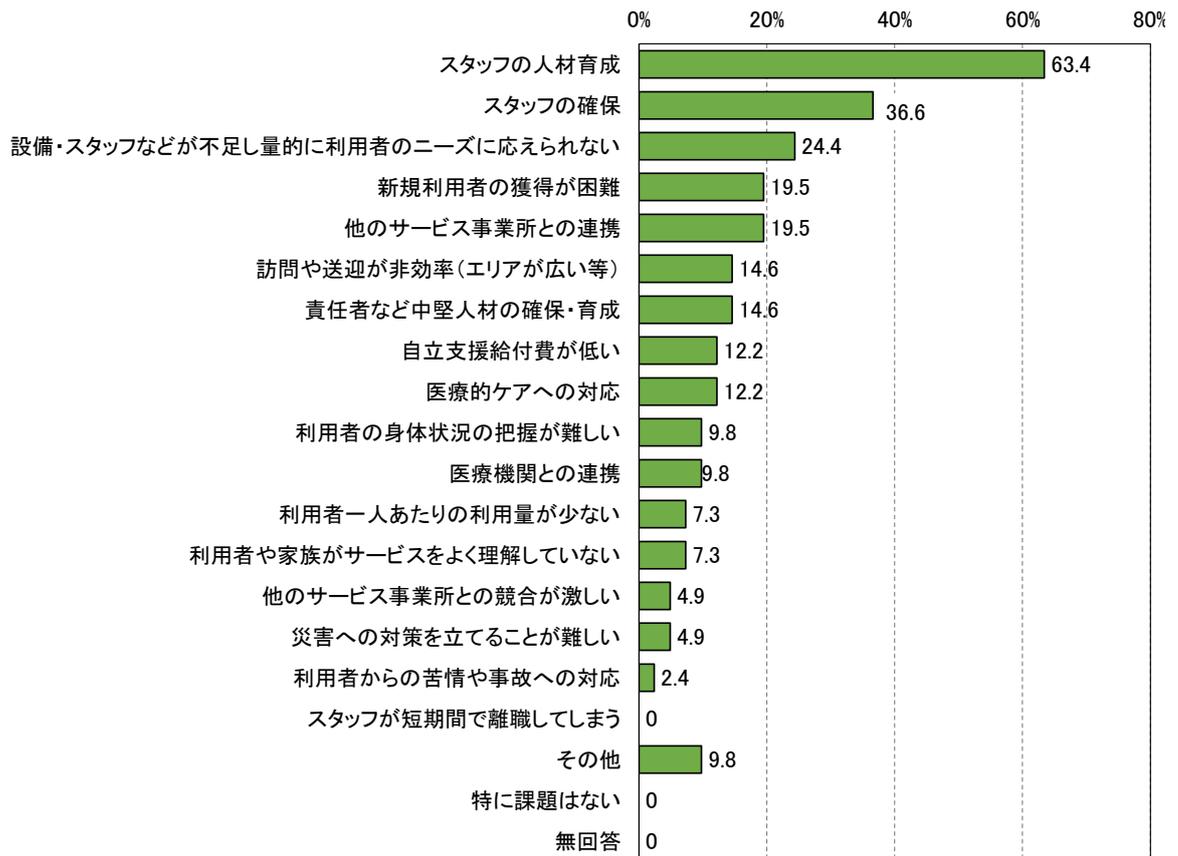
Q. 貴事業所の職員の過不足状況を伺います。職種ごとにお答えください。(各1つに○)



②事業を運営する上での課題

○事業を運営する上での課題は、「スタッフの人材育成」が63.4%で最も多く、次いで「スタッフの確保」が36.6%、「設備・スタッフなどが不足し量的に利用者のニーズに応えられない」が24.4%、「新規利用者の獲得が困難」「他のサービス事業所との連携」がともに19.5%となっています。

Q. 貴事業所では、事業を運営する上でどのような課題がありますか。(〇は3つまで)

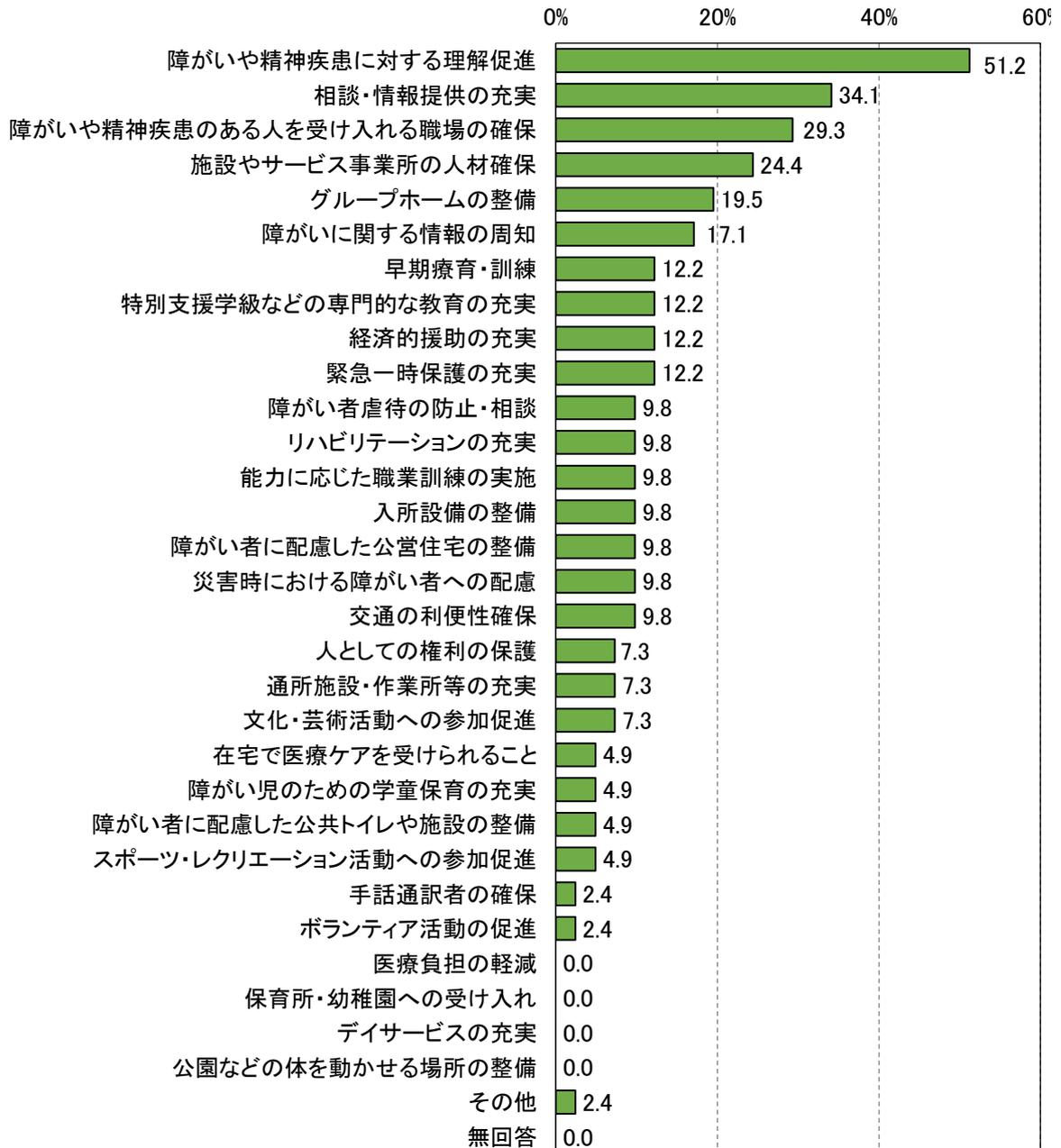


全体【n=209】

③障がい者に住みやすいまちをつくるために、特に必要だと思うこと

○障がいのある人に住みよいまちづくりを推進していくために、今後、町が特に力を入れていく必要があることでは、「障がいや精神疾患に対する理解促進」が51.2%で最も多く、次いで「相談・情報提供の充実」が34.1%、「障がいや精神疾患のある人を受け入れる職場の確保」が29.3%、「施設やサービス事業所の人材確保」が24.4%、「グループホームの整備」が19.5%となっています。

Q. 障がいや精神疾患のある人にとって住みやすいまちをつくるために、特に必要だと思うことを教えてください。(〇は3つまで)



全体【n=209】



横瀬町第5期障がい者計画

第2部 第5次横瀬町障がい者計画

< 扉裏 >

第1章 計画の方向性

1 計画の基本的考え方

国は、「障害者は、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体」としています。その上で、国は障害者権利条約の理念に即した以下の障害者基本法の各基本原則等にととって、「当該理念の実現に向けた障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施すること」としており、「横瀬町第5期障がい者計画」もその原則にととって推進するものとします。

(1) 地域社会における共生等法令等の根拠

障害者権利条約は、「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的としています。

「横瀬町第5期障がい者計画」に関しても、すべての障がいのある人が基本的人権を享有する個人として、障がいのない人と平等に尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる機会の適切な確保・拡大を図るため、障がい児・者施策を実施するものとします。

- ① 社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保を図ります。
- ② 地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについての選択する機会の確保を図ります。
- ③ 言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段について選択する機会の確保を図ります。
- ④ 情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大を図ります。

(2) 差別の禁止

障害者権利条約第5条において、障がいに基づくあらゆる差別を禁止し、合理的配慮の提供が確保されるための適切な措置をとることが求められており、障害者基本法第4条及び障害者差別解消法においてその趣旨が具体化されていることから、障がいに基づく差別その他の権利、利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮が義務となりました。

国においては、障害者差別解消法が制定され、法制的な整備が講じられていますが、今後、本町としても障害者差別解消法の実効性の確保に努めます。

(3) 社会のあらゆる場面における利便性の向上

障がいのある人を「障害がある者であって、障害と社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と障害者基本法第2条においても定義しており、障がいのある人が経験する困難や制限が個人の障がいと社会的な要因の双方に起因するという視点が示されています。

こうした視点に照らして、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障がいのある人の社会への参加を実質的なものとし、障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要があることから、社会的障壁の除去に向けた各種の取組をより強力で推進していくため、障がいのある人の利便性の向上の環境整備を図ります。

また、社会のあらゆる場面でICT（情報通信技術）が浸透しつつあり、社会的障壁の除去の観点から、利活用のしやすさに配慮したICTを始めとする新たな技術の利活用について検討を行い、利活用が可能なものについては積極的な導入を推進します。あわせて、社会のあらゆる場面における利便性の向上と心のバリアフリーを推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業・住民団体等の取組を積極的に支援します。

(4) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がいのある人の尊厳、自立及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の緊密な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援にあたっては、障害者基本法第2条の障がい者の定義を踏まえ、展開する施策は、障がいのある人が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられるとともに、直面するそのときの困難の解消だけに着目するのではなく、障がいのある人の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることに留意します。

(5) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

障がいのある人一人ひとりの固有の尊厳を重視する障害者権利条約の理念を踏まえ、障がい児・者施策は、障がい特性、障がいの状態、生活の実態等に応じた障がいのある人の個別的な支援の必要性を踏まえて、策定及び実施します。

その際、外見からは分かりにくい障がいを持つ特有の事情を考慮するとともに、障がいの程度を適切に把握することが難しい点に留意します。

また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう・重症心身障がいその他の重複障がい等について、社会全体のさらなる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図る必要があります。

(6) 障がいのある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援

障害者権利条約第6条、第7条等の趣旨を踏まえ、障がいのある女性をはじめ、複合的に困難な状況に置かれた障がい者に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえ、障がい児・者施策を策定し、実施する必要があります。また、障がいのある女性は、障がいに加えて女性であることにより、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることから、こうした点も念頭に置いて障がい児・者施策を策定し、実施することが重要です。さらに、障がいのある子どもは、成人の障がい者とは異なる支援を行う必要があることに留意するとともに、障がいのある高齢者に係る施策については、障害者権利条約の理念も踏まえつつ、高齢者施策との整合性に留意して実施していく必要があります。

2 基本理念

基本理念

すべての町民が ふれあい ともに生きる 心豊かな地域づくり

障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第1条に規定されるように、障がい児・者施策は、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指していく必要があります。

町の上位計画である「第6次横瀬町総合振興計画」では、「日本一住みよい町、日本一誇れる町」を将来像に掲げ、そこに至るまでの目標として多様な幸せがある町「カラフルタウン」を目指しています。

カラフルタウン実現に向けて、保健・福祉・医療部門においては、超高齢化社会、人生100年時代を見据えた予防と福祉を充実させ、障がいのある人や高齢者にも優しい、すべての人が健康に暮らせるまちづくりを推進します。

また、状態等の違いにかかわらず、横瀬町のすべての町民が、地域でともに暮らしながら、手助けを必要としている方への地域でのサポートに努めることが大切です。

本計画においても、これらを踏まえ、「第4期横瀬町障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の基本理念を継承し、「すべての町民が ふれあい ともに生きる 心豊かな地域づくり」を基本理念として、ノーマライゼーションの理念を推進し、障がいのある人のライフステージを通じた切れ目のない支援と自分らしい暮らしの実現、地域住民の障がいのある人や障がいへの理解を進めながら、障がいのある人もない人も、ともに生きる心豊かな地域づくりを目指します。

(1) ふれあい

障がいのある人がすべての町民とともに、地域の中で一生涯を通じ自分らしく暮らしていくためライフステージを通じた支援体制づくりを進めます。また、様々な形で地域社会とふれあい、社会参加をする場や機会の確保に努めます。

(2) とともに生きる

障がいのある人も障がいのない人も同じように普通の生活ができる社会、ノーマライゼーションの理念のもと、すべての町民とともに、障がいのある人が主体的に社会参加し、自助・共助・公助を基本として、ともに生きる地域社会を目指します。

(3) 心豊かな地域づくり

障がいを理由とする差別の解消、合理的配慮への理解に向けた啓発活動とあわせ、地域住民が障がいのある人や障がいへの理解を深めながら、障がいのある人もない人も、すべての町民がともに生きる心豊かな地域づくりを目指します。

3 基本目標

計画の基本理念を具体的に推進していくために、5つの基本目標を定めます。

●基本目標1 地域福祉の推進

障がいの有無にかかわらず、すべての町民が人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を図るため、町民が障がい者への理解を一層深めることはもちろん、障害者差別解消法の趣旨に基づき障がい者への偏見や差別の解消、虐待防止、さらには障がい者の権利を守るための取り組みなどを総合的に推進することが求められます。

アンケート調査では、障がい者に住みやすいまちをつくるために、特に必要だと思うことについて、障がい者、町民ともに「障がいや精神疾患に対する理解促進」が最も高くなっています。また、障がい福祉懇談会においても、障がいへの理解促進を求めるご意見が多く挙げられていました。

障がいのある人もない人も共に暮らす共生社会の理念の普及を図るとともに、すべての町民が障がい者を特別に意識することなく普通に接する態度や手助けできる力を身に付けられるよう、障がいと障がい者に関する啓発や福祉教育を推進するとともに、町民によるボランティア活動や合理的配慮などの実践を促進します。

●基本目標2 安心できる保健・医療の体制づくり

障がいの原因には、先天性のものと後天性のものがあり、それぞれについて、早期発見、早期治療、早期療育を図るとともに、障がいの発生予防に努めることが重要です。

また、障がい者には、定期的な医療を必要とする人もおり、特に難病の人は精神的・経済的な面にも配慮した保健・医療事業の展開が求められています。また、障がいを軽減し自立を促進するためには、リハビリテーションが重要な役割を果たします。

すべての町民の障がいの発生予防と早期発見・対応に努めるとともに、障がいの程度や種類に応じて適切な保健・医療サービスの提供を図ります。

●基本目標3 障がいのある人の社会参加のための支援

障がいがあっても、将来、社会に出て自立していきいきと生活していくためには、その子が持っている可能性を最大限に伸ばし、自分の力で生活するための基礎・基本を身につけることが重要です。そのため、障がい児一人ひとりが、自らの個性や教育的ニーズに応じて支援・指導を受けられる療育・教育環境の充実を図ります。

また、成人後も自立した生活を営むことができるよう雇用の確保に向けた支援に努めます。

●基本目標4 障がいのある人が住みよいまちづくり

障がいのある人の心身の状況やニーズに応じた多様な支援サービスを実施し、障がい者一人ひとりの生活の質の向上を図るとともに、関係機関が相互に連携しながら相談支援、福祉サービスの提供体制の充実に努めます。

また、障がいのあるなしに関わらず、誰もが安心して暮らせるようにバリアフリーやユニバーサルデザインの視点を踏まえたまちづくりや情報利便性（アクセシビリティ）の向上、居住支援を推進します。また、地域住民や関係機関との連携を図りながら、防災対策や防犯対策の充実に取り組みます。

●基本目標5 障がい福祉サービスの充実（障がい者計画・障がい児福祉計画）

訪問系、日中活動系、居住系、地域生活支援事業や障がい児を対象とした各種サービスについて、障がいのある人それぞれの状況にあったきめ細やかなサービスの提供に努めます。

基本目標5は「第3部 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」として位置づけます。

4 施策の体系

《 基本目標 》	《 具体的施策・事業 》	
基本目標 1 地域福祉の推進	1 障がいの理解・啓発の推進	(1) 障がいのある人の理解促進 (2) 障がいを理由とする差別の解消の推進 (3) 福祉教育の充実 (4) 行政サービス等における配慮
	2 地域福祉活動への支援	(1) ボランティアの活動支援と育成 (2) 住民参加型サービスへの支援 (3) ボランティア団体等の活動支援 (4) 各種行事への障がい者参加の促進
基本目標 2 安心できる保健・医療の体制づくり	1 保健体制の充実	(1) 妊婦健康増進事業の充実 (2) 乳幼児健康診査・相談の充実 ①乳幼児健康診査 ②乳幼児健康相談 ③ことば・運動発達の相談 ④子育て相談 (3) 健診後フォロー体制の充実 (4) 早期療育支援の充実 (5) 健康教育・相談の推進 (6) 心の健康づくりに向けた支援の充実 (7) 特定健康診査・保健指導等の充実 (8) 保健・福祉・医療の連携
	2 医療体制の充実	(1) 医療体制の整備 ①地域医療体制の整備促進 ②在宅医療体制の充実 ③医療救護体制の充実 ④歯科保健医療の推進 (2) 医療費の助成 ①自立支援医療の給付 ②重度心身障害者医療費の助成 ③ひとり親家庭等の医療費の助成 ④こども医療費の助成 (3) 難病患者等への支援 ①難病患者通院費の助成 ②小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付
基本目標 3 障がいのある人の社会参加のための支援	1 障がい児教育・保育の充実	(1) 障がい児教育・保育の充実 (2) 障がい児の保護者等に対する支援 (3) 児童館・子育て支援センターでの支援の充実 (4) 就学支援・相談体制の充実 (5) 特別支援教育の推進 (6) 教職員の資質向上
	2 就労に向けた支援の充実	(1) 事業所等への普及・啓発の推進 (2) 就労の場の確保 (3) 就労相談の充実 (4) 職場環境の整備促進 (5) 障がい者施設等の販売機会等の拡大
	3 様々な活動への参加促進	(1) 障がい者スポーツへの支援 (2) 文化・芸術活動への支援

《 基本目標 》	《 具体的施策・事業 》	
基本目標4 障がいのある人が 住みよい まちづくり	1 相談支援体制の充実	(1) 相談支援の充実 (2) 障がい者相談支援事業の充実及び周知 (3) 障がい福祉サービスの広報 (4) ひきこもり、就労などの社会的自立に関する相談支援 (5) 当事者活動の育成・支援
	2 障がい者の虐待防止対策と権利擁護	(1) 障害者虐待防止法の周知等 (2) 成年後見制度の周知・利用支援
	3 情報利便性の向上	
	4 住みよい生活環境の整備	(1) ユニバーサルデザインの推進 (2) 住宅環境の整備推進 (3) グループホーム等の整備促進 (4) 移動にかかる各種支援の充実 ①福祉タクシー利用券の交付 ②心身障害者自動車等燃料費の助成 ③障がい児・者生活サポート事業 (5) 安全な歩行空間の確保 (6) 公共交通の整備・充実
	5 地域防災・安全対策の推進	(1) 防犯対策の充実 (2) 防災知識の普及・啓発 (3) 避難支援体制の整備 (4) 自主防災組織の整備 (5) 防災資機材の確保 (6) 感染症等への対策

《 基本目標 》	《 具体的施策・事業 》	
基本目標5 障がい福祉サービスの充実 【第6期障がい福祉計画】	1 第6期障がい福祉計画の基本方針	
	2 訪問系サービス	(1) 居宅介護（ホームヘルプ） (2) 重度訪問介護 (3) 行動援護 (4) 同行援護 (5) 重度障害者等包括支援
	3 日中活動系サービス	(1) 生活介護（デイサービス） (2) 自立訓練（機能訓練） (3) 自立訓練（生活訓練） (4) 就労移行支援 (5) 就労継続支援（A型） (6) 就労継続支援（B型） (7) 就労定着支援 (8) 療養介護 (9) 短期入所（ショートステイ）
	4 居住系サービス	(1) 自立生活援助 (2) 共同生活援助（グループホーム） (3) 施設入所支援
	5 相談支援	(1) 計画相談支援 (2) 地域相談支援（①地域移行支援） (3) 地域相談支援（②地域定着支援）
	6 その他の障がい福祉サービス	(1) 補装具費の支給 (2) 自立支援医療 (3) 療養介護医療
	7 地域生活支援事業	(1) 理解促進研修・啓発事業 (2) 自発的活動支援事業 (3) 相談支援事業 ①障害者相談支援事業（秩父地域自立支援協議会の運営含む。） ②基幹相談支援センター等機能強化事業 ③住宅入居等支援事業 (4) 成年後見制度利用支援事業 (5) 成年後見制度法人後見支援事業 (6) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業） (7) 日常生活用具給付事業 (8) 手話奉仕員養成研修事業 (9) 移動支援事業 (10) 地域活動支援センター事業 (11) その他の地域生活支援事業 ①紙おむつ給付事業 ②訪問入浴サービス事業 ③日中一時支援事業 ④知的障害者職親委託事業 ⑤スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 ⑥芸術・文化講座開催等事業 ⑦自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業
	8 成果目標	(1) 福祉施設の入所者や精神病院入院者の地域生活への移行 (2) 精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (3) 地域生活支援拠点等の充実 (4) 福祉施設から一般就労への移行等 ①福祉施設から一般就労への移行 ②就労移行支援事業 ③就労定着支援事業 (5) 相談支援体制の充実・強化等 (6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

《 基本目標 》	《 具体的施策・事業 》	
基本目標5 障がい福祉サービスの充実 【第2期障がい児福祉計画】	1 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本方針	(1) 身近な場所で提供する体制整備 (2) 地域支援体制の構築 (3) 保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 (4) 地域社会への参加・包容の推進 (5) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備 (6) 障害児相談支援の提供体制の確保、「子ども・子育て支援新制度」との連携
	2 障がい児を対象としたサービス	(1) 障害児通所支援 ①児童発達支援 ②医療型児童発達支援 ③放課後等デイサービス ④保育所等訪問支援 ⑤居宅訪問型児童発達支援 (2) 障害児相談支援 ①障害児支援利用援助 ②継続障害児支援利用援助
	3 成果目標	(1) 障がい児支援の提供体制の整備等 (2) 放課後等デイサービスガイドラインの活用 (3) 受入体制の整備

第2章 障がい者施策の展開

基本目標1 地域福祉の推進

人は、障がいの有無にかかわらず、それぞれがかけがえのない個性をもった一人の人として尊重されなければなりません。しかし、障がいや障がいのある人に対する理解不足や誤解から生じる差別や偏見は依然として存在しています。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、すべての住民が各種広報媒体・行事・イベント、さらには身近な地域、学校、職場の活動を通じて障がいや障がい者について理解の促進を図ることが重要です。

住民の障がいのある人への理解を促進するために、町では、「健康まつり」や「障がいのある人たちの作品展」等のイベントを通じて、障がいのある人に対する住民の理解促進に努めています。また、小学校や中学校においては車いす体験や手話の学習、認知症サポーター養成講座の実施、障がい者施設等でのボランティア体験等の福祉教育を推進しています。

アンケート調査では、障がい者に住みやすいまちをつくるために、特に必要だと思うことについて、障がい者、町民、事業所ともに「障がいや精神疾患に対する理解促進」が最も高くなっています。

また、障がい福祉懇談会では、「地域への理解」、「目に見えない障がいへの理解」、「障がいの特性への理解」など様々な障がいへの理解促進を求めるご意見が多く挙げられています。

また、公的な支援だけでなく、地域住民に支援の担い手として積極的な活躍が求められます。

障がい福祉懇談会・アンケート調査自由記述のご意見

○障がい者は自分から好んでなるものではありません。色々な事情が重なり、障がい者にならざるをえなかったのだと思います。人々は皆、健康で楽しい人生を過ごして行きたいと思うのが常です。私達は、偏見もなくし、理解と思いやりをもって、安心して暮らせる町づくりをしてほしいと思います。

○小さいころからの福祉教育や体験活動を充実してほしい。

○地域の理解などを深めてほしい。

施策の方向1 障がいの理解・啓発の推進



(1) 障がいのある人の理解促進

地域住民の障がいや障がいのある人に対する理解を促進するとともに、発達障がい、難病、高次脳機能障がい等について、さらなる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行っていきます。具体的には、障がい者サービスについての広報をはじめ、手話奉仕員研修、障害者週間の期間中「障がいのある人の作品展」の開催、あいサポーター研修、当事者による精神障がい者の理解促進啓発・研修、企業に対する手話啓発パンフレット配布などを実施していきます。

また、スポーツや文化・芸術活動を通じて、障がいのある人とない人の交流を広めることでも障がいに対する理解を促進します。

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法や障害者雇用促進法に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向け、秩父郡市内1市4町による差別解消講演会の開催、地域自立支援協議会内に差別解消支援地域協議会の設置等、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を進めます。

(3) 福祉教育の充実

障がいのことや障がい福祉についての話を聞く機会を設けるとともに、ボランティア学習の推進等により福祉教育の充実を図ります。

小中学校では、人権教室として、町人権擁護委員や秩父地域のろう者及び手話勉強会のボランティアとともに、様々な障がいへの理解を深め、体験活動等を行っていきます。

また、社会福祉協議会と連携し、中学生が町内各所の福祉施設等へボランティア参加を行っていきます。

さらに、特別支援学校での合同学習発表会へ小中学校から児童・生徒が参加し、交流事業を行っていきます。

今後も、各方面の外部機関と連携し、障がいについて学び体験できる機会を確保していきます。

(4) 行政サービス等における配慮

行政職員等に対する障がい者に関する理解の促進に努めるとともに、障がい者が適切な配慮を受けることができるよう、行政サービス等における合理的な配慮に努めます。

施策の方向2 地域福祉活動への支援



(1) ボランティアの活動支援と育成

横瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画のもと、活動団体の支援やボランティア養成の強化を図ります。積極的な活動参加を促進するため、ボランティア意識の醸成のための広報・啓発を図るとともに、ボランティアグループの活動内容や参加方法に関する情報提供に努めます。

ボランティア活動が円滑に進むよう、社会福祉協議会等との協力・連携により、ボランティアネットワークの形成、ボランティア及びコーディネーター的な人材の育成などに取り組みます。

(2) 住民参加型サービスへの支援

町内の高齢者や身体の不自由な方などが利用できる事業として、ブコーさんの支え愛事業を行っています。外出の付き添い、ゴミ捨て、草むしりなど、ボランティアスタッフがサービスにかかっています。

(3) ボランティア団体等の活動支援

社会福祉協議会におけるボランティアセンターでの活動や地域パワーアップ助成金を活用し、活動の活性化に向け、助成や活動支援を行います。

(4) 各種行事への障がい者参加の促進

町が主催する行事などにおいて、介助者や手話通訳者の配置など福祉的視点を取り入れて、障がい者が参加しやすいように配慮します。また、民間が開催する各種行事にも同様の配慮をするよう働きかけを行います。

基本目標2 安心できる保健・医療の体制づくり

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らす上で、最も基本的であり根幹をなすサポートは相談支援と言えます。安心して気軽に相談できることが支援の入口となり、それぞれのニーズに応じた必要な支援やサービスを受けることができ、社会参加も促進されることになります。さらに、経済的自立を支援する点では、制度に基づく年金等や手当の周知や支給を図ることも重要です。また、障がい者には、定期的な通院を必要とする人も多く、障がい者の保健・医療は、健やかな暮らしを送る上でとても重要な要素です。加えて、障がいを軽減するリハビリテーションもまた重要です。

障がいのある子どもが個性を發揮し、その能力や可能性を最大限に伸ばしていくためには、早期の療育と一人ひとりのニーズに合った教育が重要です。

近年、社会全体として発達障がいというものに対する関心が高まってきました。本町では子育て世代包括支援センターを開設し、母子の健康づくりから、発達に遅れがみられる子ども等の早期療育に向けた支援、保護者へのサポートに努めています。

早期療育支援が必要な児童については、町が実施する「乳幼児健診事後指導教室」、「はぐくみ相談」、秩父障がい者総合支援センター「フレンドリー（清心会）」実施の「埼玉県障害児等療育支援事業」及び児童発達支援事業所との連携を図り支援を行っています。

本町では、疾病の早期発見・早期治療、疾病に伴う障がいの早期発見・早期対応を図るとともに、障がい者一人ひとりの保健・医療ニーズに応じた必要な情報提供や相談対応に努めています。特に難病の人は療養が長期にわたるため精神的・経済的な配慮が求められるほか、高次脳機能障がいの人には専門的な支援が求められます。

なお、障がいの発生を予防する観点からは、保健対策や生活習慣病対策、心の健康づくりなどがあらゆる年代のすべての町民にとって重要と言えます。

今後も、障がい者が、保健・医療・リハビリテーションなどのサービスの適切な提供を受け、健康を維持増進させられるよう、関係機関との連携体制の強化に努める必要があります。

障がい福祉懇談会・アンケート調査自由記述のご意見

○障がいといっても、生まれつき、事故、高齢、精神的なもの、多々あります。自分自身も年と共に身体機能の低下を感じています。人々が不安なく心豊かに生活できる横瀬町であってほしいと思います。

施策の方向1 保健体制の充実



(1) 妊娠期における支援の充実

妊娠期からの支援として新たに平成30年度から早期不妊検査費・不育症検査費の助成を開始し、マイ・エンゼル支援事業の充実を図っています。また、子育て包括支援事業により妊娠期からの継続的かつ包括的な支援体制の強化に努めています。

今後も秩父地域をはじめとする医療機関とも連携していきます。

(2) 乳幼児健康診査・相談の充実

子どもたちがこころもからだも健やかに、持てる力を最大限に発揮することができることを願い、子どもの発達段階に応じた乳幼児健康診査をはじめ母子保健事業等を実施しています。子育て家族への健康をサポートし、安心して子どもを産み育てやすい子育て子育て支援の充実への取り組みを実施しています。

事業名	事業内容
①乳幼児健康診査 相談事業	3～4か月児、9～10か月児、1歳6か月児、2歳児（歯科のみ）、3歳児、5歳児健康診査を実施しています。健康状態の確認を行い、個別の支援や各種相談事業へつなぐなど、子育て家族が抱える不安や育児の負担感の軽減するための支援を行います。健診会場で気軽に育児相談が受けられるよう3歳児と5歳児健康診査のほか、新たに平成31年度から1歳6か月児健診時における心理相談を開始しています。
②子育て世代 包括支援事業	妊産婦および乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援を妊娠前から子育て期にわたるまで切れ目なく実施します。産後健康診査費、乳房ケアの助成を新たに開始しています。
③療育相談事業	家族からの相談、もしくは乳幼児健康診査時における医師や保健師からの紹介により専門職によることばや運動の相談を行っています。さらに専門的な療育が必要な方は専門機関等へつないでいます。幼少期における身体づくりの必要性から令和2年度より新たに作業療法による個別相談事業を開始しています。
④家族すくすく 相談事業	妊娠・出産にまつわることや子育て、家族関係のこと等の相談事業を行い、安心して子育てができるよう支援しています。必要とする時に必要な支援を受けられるよう今後も継続した専門職の確保に努めます。
⑤育児支援 家庭訪問事業	平成31年度より、出産後間もない時期等の育児や家事の負担を軽減し、児の養育環境を整えるため、子育てや家事への支援を必要としている家庭に保健師のほかに保育士、ヘルパー、助産師、栄養士等を派遣しています。
⑥ 新生児聴覚検査費 の助成	平成31年度より、先天性難聴の検査費用に対する助成を行うことで、障がいの早期発見、早期治療を推進しています。

(3) 健診後フォロー体制の充実

個々の発達特性を踏まえた育児助言や保護者の育児相談に応じる少人数制の親子教室のほか、療育相談事業を実施しています。

(4) 早期療育支援の充実

社会資源の活用や発掘を行い、関係部門や関係機関との調整を図り、多職種が連携して多様な支援を受けられるよう支援体制づくりの充実を図ります。

(5) 健康教育・相談の推進

生活習慣病の発症を予防するため、ウォーキング教室等の健康教育事業により、生活習慣改善の必要性や改善の手段について啓発に努めます。また、定例で行う「一般健康相談」や電話等で随時行う個別の対応による相談支援体制の充実も図っていきます。

さらに、わくわくポイント事業やコバトン健康マイレージ事業により、楽しむという要素を取り入れることで生活習慣改善への動機づけを強化していきます。

(6) 心の健康づくりに向けた支援の充実

うつ病をはじめとした精神疾患について、講演会等により知識の普及・啓発に努めます。また、精神疾患により不安を抱える本人・家族への支援として「こころの健康相談」や訪問等による個別支援の充実に努めます。

「ソーシャルクラブ（精神障害者社会復帰支援事業）」では、回復途上にある精神障がい者がグループ活動を通して自立を図り、再発防止や重症化の予防に努めます。

(7) 特定健康診査・保健指導等の充実

生活習慣病のリスクがある人を早期に発見し、治療につなげるため、特定健康診査の受診率と、特定保健指導実施率の向上に努めます。秩父都市医師会、国保担当課とも連携して対策に取り組んでいきます。

また、後期高齢者医療被保険者や生活保護受給者の健康診査・保健指導についても充実に努めます。

(8) 保健・福祉・医療の連携

若年性認知症や高次脳機能障がい等、障がい疑われる人に対し、早期発見、早期診断ができる体制の整備に努めるとともに、個々の障がいに応じた支援を行うことで、障がいの軽減や重症化の予防、社会復帰につなげ、障がいを持つ人たちがその人らしく地域で生活し続けられるよう、保健・福祉・医療との連携を推進します。

施策の方向2 医療体制の充実



(1) 医療体制の整備

障がいのある人が身近な地域で必要な医療等を受けられるよう、地域医療体制、在宅医療体制、医療救護体制の充実に努めます。

事業名	事業内容
① 地域医療体制の整備促進	障がいのある人が気軽に受診できるよう、秩父郡市内1市4町が連携し、秩父郡市医師会や関係機関の理解と協力を得ながら、地域の医療課題について検討・体制整備を促進します。
② 在宅医療体制の充実	医療機関による障がいのある人への訪問診療、訪問看護などの在宅医療ケアの充実に向け、医療機関やサービス事業所等と連携の強化を図ります。
③ 医療救護体制の充実	災害時に特別な配慮が必要となる障がいのある人の医療救護について、関係機関と対応の検討や情報共有に努めます。
④ 歯科保健医療の推進	障害者歯科相談医についての周知を図り、歯科保健相談や口腔衛生指導管理、訪問診療など、より身近な地域で歯科治療が受けられるよう推進していきます。

(2) 医療費の助成

自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）や医療費助成制度の普及と円滑な推進を図るとともに、リハビリテーションの利用促進に努めます。

事業名	事業内容
① 自立支援医療の給付	自立支援医療は、更生医療、育成医療、精神通院医療から構成されています。本人や家族からの相談には、個別に対応し、必要に応じ自立支援医療の利用につなげています。
② 重度心身障害者医療費の助成	心身に重度の障がいのある人が、医療機関等で診療を受けた場合、医療費の一部負担金（健康保険から支給される高額療養費や家族療養附加金は除く）や低所得者に対し入院時の食事代を助成します。
③ ひとり親家庭等の医療費の助成	母子家庭、父子家庭、養育者家庭や父又は母に一定の障がいがある家庭の児童（一定の障がいがある児童は20歳未満まで）※を育てている家庭に対し、医療費の一部負担金（健康保険から支給される高額療養費や家族療養附加金は除く）を助成します。
④ こども医療費の助成	保護者の経済的負担を軽減し、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の福祉の増進を図ることを目的に、子どもの医療費の一部負担金（健康保険から支給される高額療養費や家族療養附加金は除く）を助成します。

※ 児童福祉法においては、児童を「満18歳に満たないもの」と定義しているが、国の障害児福祉手当は20歳未満の障がい児を対象としている。

(3) 難病患者等への支援

難病の対象疾病は、令和元年7月1日現在333疾病に拡大されました。また、小児慢性特定疾病の対象疾病は令和元年7月1日現在762疾病となっています。難病関連の情報収集と情報提供に努め相談支援を行います。

事業名	事業内容
① 難病患者通院費の助成	厚生労働省や埼玉県が定める難病等の治療のため病院等へ通院している患者に対して、通院に要した交通費の一部を助成します。
② 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	在宅の小児慢性特定疾病児童が日常生活に必要とする便器や特殊マット等の日常生活用具を給付します。 現在利用がなく、普及・啓発に取り組む必要があります。

基本目標3 障がいのある人の社会参加のための支援

障がいのある子どもが集団生活の中で共に成長していけるよう、今後も、交流機会の拡充、一人ひとりの教育ニーズに応じた教育環境、相談支援体制、進路指導等の充実に努める必要があります。

子どもの能力や障がいに応じた特別支援教育の充実に努めるとともに、ニーズに沿った就学や進路が選択できるよう、情報提供や相談支援を行っています。

町内の保育所・認定こども園では、障がいのある児童について受入を行い、横瀬小学校及び横瀬中学校に特別支援学級（知的障害学級、自閉症・情緒障害学級及び言語学級（横瀬小学校のみ））を設置しているほか、近隣市町の通級指導教室や特別支援学校への通級・通学ができる体制ができています。

一方で、学齢期の障がいのある児童が、放課後や夏休み等に安心して過ごすことができる居場所が不足しています。現在、横瀬町の方が通所できる放課後等デイサービスを行う事業所が秩父郡市内に6か所ありますが、受入人数に限りがあるため、特別支援教育の充実とともに、障がいのある児童の地域での自立につながるよう、関係機関の連携を含めた支援体制の構築を図っていく必要があります。

障がい者がその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、障がい者の権利であり、自身の生きがいにもなります。本町では、管内のハローワークや相談支援事業所等との連携を図るとともに、主に福祉的就労を中心に障がい者の就労支援に努めてきました。一般就労が可能な障がい者については、本人の希望に応じた就労につながるようそれぞれの状態や状況に合った支援につなげていくことが求められます。

さらに、障がいのある人が社会参加の機会を得るということにおいては、その適性と能力に応じた就労を通して経済的な自立を図ることが極めて重要です。そのため、障がいのある人の能力や障がいの状況に応じた雇用・就労の場を増やすこと、障がいの状況に応じて必要な訓練や指導の充実に努めることが求められます。スポーツやレクリエーション、地域活動については、障がいのある子どもから大人まで、年代を問わずに重要な社会参加の機会となります。生きがいのある豊かな生活を送るためにも、積極的な振興を図る必要があります。

障がい福祉懇談会・アンケート調査自由記述のご意見

○横瀬町は、障がいのある人が楽しめる文化・芸術・スポーツ活動の場が一切なく困っています。町民会館などの場を使い、障がいがある人も楽しめる場を作って欲しいと思います。

○介護者の高齢化に伴い、自立が行えるよう、就労の場所、宿泊（生活の場）を確保してほしいです。

施策の方向1 障がい児教育・保育の充実



(1) 障がい児教育・保育の充実

障がいのある児童が子ども・子育て支援法による教育・保育等を利用できるよう必要な支援を行います。保育所では、障がいのある乳幼児の受入体制を充実、児童館では特別支援学級及び特別支援学校に通う児童の放課後児童クラブ（学童保育室）について関係機関と連携を図ります。障がいがあっても集団教育に適応できる幼児については、認定こども園での受入を働きかけていきます。

子どもの障がいが“気になる”段階からの支援を充実するため、保育所・認定こども園等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回訪問を実施します。

平成28年度以降、保育所では保育士を加配し、障がいのある児童の受入を行い、発達に応じた保育を行っています。また、保育士の資質向上のため、研修会にも参加しています。

放課後児童クラブでは、特別支援学校、特別支援学級に通学する児童の受入を行い、学校等と連携を図り、個々の状況に配慮した保育を行いました。配慮を要する児童の増加に伴い、今まで以上に一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制の充実を図ります。

(2) 障がい児の保護者等に対する支援

障がいのある子どもを抱える保護者の不安を和らげることができるよう、庁内関係各課、関係機関との連携により、障がい児本人のみならず障がい児の家族に対し、必要な療育から就学までの切れ目のない相談支援に努めます。

(3) 児童館・子育て支援センターでの支援の充実

児童館や子育て支援センター（保育所内）において、障がいのある児童の利用について、利用しやすい環境づくりに努めるとともに、保健師等と連携を図り、支援体制の充実を図っていきます。

(4) 就学支援・相談体制の充実

町の就学支援委員会等関係機関との連携を密にして、障がいのある児童・生徒に対し、適切な就学支援と一貫した相談支援体制を推進します。また、子育て支援課による巡回相談等により地域の関係者との連携、就学前に教育委員会による就学相談へつなげるなど、子どもの発達・成長段階に応じて切れ目のない支援を進めていきます。

また、特別支援教育コーディネーター※を中心とする校内就学支援委員会の充実を図り、特別支援学校とも緊密に連携するなどして、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を進めていきます。さらに、教育と医療、福祉、関係行政機関などが連携した支援体制の強化を図るために、充実した支援が可能な体制づくり、事業の見直しを行っています。

※ 特別支援教育コーディネーター：発達障がい者の特別支援をするための教育機関や医療機関への連携、その者の関係者（家族など）への相談窓口を行う専門職を担う教員のこと。

(5) 特別支援教育の推進

知的障がいをはじめ、発達障がい※1である学習障がい(LD)※2、注意欠陥多動性障がい(ADHD)※3、自閉症スペクトラム※4等、特別なニーズのある児童・生徒が適切な支援を受けられるよう特別支援教育の推進を図ります。横瀬小学校と横瀬中学校に特別支援学級を設置し、小中連携して特別支援教育を推進するとともに、横瀬小学校においては、児童の特性に合わせた複数の特別支援学級を設置するなど、各児童・生徒及び保護者の個別のニーズに応じた支援を行っています。特別支援学級と通常学級との交流・共同教育、また特別支援学校からの支援籍児童・生徒の受入など、保護者との合意形成を図りながら多様な学びを提供しています。

今後も秩父郡市内の各教育委員会と連携し、秩父郡市内の各幼稚園・認定こども園や保育所で個別の支援が必要な就学児について記載する「連携シート」を一層活用し、特別支援教育の推進を図ります。

(6) 教職員の資質向上

様々な障がいについて教職員の理解を促進するとともに、障がいのある児童・生徒一人ひとりに応じた適切な指導ができるよう、個別の教育支援計画(プランA)と個別の指導計画(プランB)を作成し、中・長期的な視点に立った教育計画の立案を行っています。また、ユニバーサルデザイン※5の視点を取り入れた授業を推進するための資料を作成し、各学校における児童・生徒一人ひとりを大切にしたい授業づくりに努めています。今後は、通常学級を含めたすべての学級で特別支援教育を行う意識を高めるため、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業をさらに推進します。

※1 発達障がい：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

※2 学習障がい(LD)：基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。

※3 注意欠陥多動性障がい(ADHD)：年齢あるいは発達に釣り合わない注意力又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

※4 自閉症スペクトラム：3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

※5 ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。

施策の方向2 就労に向けた支援の充実



(1) 事業所等への普及・啓発の推進

ハローワーク（公共職業安定所）や「秩父障がい者就業・生活支援センターキャップ」等の関係機関と連携し、町内及び広域の事業所に対し、障がいのある人の雇用について普及・啓発を行います。

(2) 就労の場の確保

一般就労が困難な障がいのある人については、福祉的就労の拡大を図るため、秩父地域自立支援協議会「はたらく部会」において、職場における障がい受容の促進やアセスメント体制の整備などの検討を行い、多様な就労の場の確保に努めていきます。

(3) 就労相談の充実

「秩父障がい者就業・生活支援センターキャップ」と連携し、就職するにあたり訓練等が必要な場合には就労支援サービスの支援を行っています。今後も、個々に応じた職場が得られるよう努めるとともに、障害者年金や特別障害者手当、障害児福祉手当等についても、制度の周知や相談について強化を図ります。

(4) 職場環境の整備促進

「秩父障がい者就業・生活支援センターキャップ」と連携し、就労環境の改善指導、作業指示の助言、短時間勤務、フレックス制度等に対する企業・雇用主への理解の促進を図ります。

就労先で偏見や差別的対応を受けることなく、安心して働くことができるよう、障がい者の職場の上司・同僚等の理解の促進するための広報・啓発を行います。

(5) 障がい者施設等の販売機会等の拡大

町において随意契約可能な物品や役務の受注については、調達方針に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ります。

障がい者が製作した作品の販売や出店などについての計画・活動を支援するとともに、販売機会の拡大に努めます。

施策の方向3 様々な活動への参加促進



(1) 障がい者スポーツへの支援

令和2年度には事業者と連携して、障がい、性別、年齢に関係なく誰でも野球を楽しめるスポーツ「ユニバーサル野球」を横瀬小学校の総合的な学習の時間に実施しました。

今後、ポッチャの体験教室やミニ大会を開催するなど、障がいの有無に関わらず、気軽に楽しむことのできるスポーツを推進します。

(2) 文化・芸術活動への支援

障がい者の文化、芸術に対するニーズを掘り起こすとともに、各種講座、教室等に障がい者が気軽に参加できるよう、企画内容への配慮、会場のバリアフリー化、車いすの準備など環境整備に努めます。

令和2年度に社会福祉法人と共同で実施した「アートセッション in 横瀬」のように、地域の障がいのある人の文化・芸術作品を発信する機会を作り出します。

基本目標4 障がいのある人が住みよいまちづくり

安全な生活環境づくりに関しては、住まいも含めた生活空間において、バリア（障壁）がなく、障がい者が円滑に行動できることはもちろん、災害時にも安心できる生活環境を整えていくことが重要です。本町では、公共性の高い建築物についてバリアフリー化を推進するとともに、外出支援や移動支援を通じた障がい者の社会参加の支援などを行ってきましたが、その対策は引き続き課題と言えます。

また、情報やコミュニケーションの面でも、障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示や伝達を行うことができるような支援と環境づくりを推進する必要があります。行政上も、障がい者がその権利を円滑に行使することができるような配慮が求められます。

暮らしの安全・安心の面では、全国各地で地震や豪雨、台風による災害に対して、多くの障がい者が不安を募らせています。災害時における障がい者の不安として、避難所での生活、避難行動、薬の手配、トイレなどの生活環境が挙げられるなど、災害時に障がい者は特別な支援を要することから、避難所等の設備や地域の避難支援体制を平時から備えておくことが重要です。

アンケート調査では、避難所で困ると思われることは、「トイレのこと」、「薬や医療のこと」、「食事のこと」が上位に挙げられています。

町では、福祉避難所として町有施設2か所、その他施設5か所を指定するなどし、災害時や緊急時の対応の充実に努めています。

また、近年社会問題化している消費者被害の防止・救済も含め、障がい者が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、地域における防災・防犯対策を推進する必要があります。

障がい福祉懇談会・アンケート調査自由記述のご意見

- 親亡き後が心配です。成年後見人制度の啓発をお願いします。・安心して生活できる社会を目指してほしい。
- 災害時避難となると、日常生活用具を持つての避難となるので、普段から用意はしていますが、避難が長引いた時、不足する用具が、どこでも買える物でないところが心配の一つです。災害が、避難が無い事を祈ってます。

施策の方向1 相談支援体制の充実



(1) 相談支援の充実

健康づくり課において、障がいのある方及びその家族等の相談支援を通じて、必要なサービスの利用や関係機関等へのつなぎ機能を果たすなど、障がい者本人やその家族に対するきめ細かな相談支援の充実に努めます。

(2) 障がい者相談支援事業の充実及び周知

相談支援事業所と連携し、障がい者の特性に配慮した専門的な相談窓口の確保を図ります。

利用者のニーズに合わせたサービスを総合的に提供するため、町内及び広域の相談支援事業所との連携を図り、障害支援区分の認定調査、サービス等利用計画の作成などの支援体制の整備に努めます。

(3) 障がい福祉サービスの広報

広報紙やパンフレット等の各種広報媒体の活用により、障がいに対する住民の理解を促進するとともに、福祉サービスや障害者団体等に関する情報提供を進めます。

(4) ひきこもり、就労などの社会的自立に関する相談支援

ひきこもり、就労などの社会的自立に関する相談支援では、関係機関との連携を図り、個人の状況に応じた継続的な支援を行います。

(5) 当事者活動の育成・支援

秩父郡市精神保健福祉会や身体障害者福祉会への助成を行い、悩みの共有や当事者活動の育成支援を行っています。

施策の方向2 障がい者の虐待防止対策と権利擁護



(1) 障害者虐待防止法の周知等

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という。）により、虐待の発見者に対する通報が義務づけられていることについて、住民及び関係者への周知を図ります。

障害者虐待防止法に基づき、虐待に関する通報を受けた場合には家庭や施設・職場などに調査、指導等を行うなど適切な対応に努めます。

(2) 成年後見制度の周知・利用支援

判断能力等が十分ではない方々が日常生活における損害を受けないように、本人の権利を守るための制度の周知及び利用支援を図ります。

施策の方向3 情報利便性の向上



広報よこぜや町ホームページへの福祉サービスの掲載による情報提供の充実に努めます。

聴覚や言語機能に障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、筆談マークの設置や筆談用具の整備、手話通訳士等の派遣事業を実施しています。また、横瀬町手話言語条例の基本理念や手話及びろう者（盲ろう者、ろう重複者を含む）に対する理解・啓発を推進し、町民や関係団体を対象とした手話を学ぶ機会の提供に努めます。

なお、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度の難聴児には、保護者などからの相談に対応し、補聴器購入費用の助成を実施しています。

視覚機能に障がいのある人については、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」を踏まえ、読書環境の整備を推進します。

施策の方向4 住みよい生活環境の整備



(1) ユニバーサルデザインの推進

障がいのある人が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに対する意識向上を図ります。

また、公共的施設に設けられている障がい者用の駐車場を、利用できる方を明らかにし、適正な利用を促進するため、県内に共通する利用者証を交付するとともに、民間の店舗などにも、障がい者用の駐車場を設置するよう推進します。(パーキング・パーミット制度)

(2) 住宅環境の整備推進

身体に重度の障がいのある人の日常生活の環境改善、介護者の負担の軽減及び自立更生を促進するため、居室、便所、浴室等居宅の一部を障がいに応じ使いやすく改造するための費用について助成しています。

(3) グループホーム等の整備促進

障がいのある人の地域での自立と安心できる生活の場の確保に向けて、秩父都市内1市4町や民間福祉施設との連携のもと、基準該当施設の登録を行い、サービス施設の充実を図るなど、グループホーム等の整備を促します。

(4) 移動にかかる各種支援の充実

障がいのある人の重度化・高齢化・進行する病気への対応や社会参加を支援するため、移動にかかる支援の充実を図ります。

事業名	事業内容
① 福祉タクシー 利用券の交付	重度の障がいのある人の社会生活圏を拡大させるため、福祉タクシー券を交付します。平成27年4月より対象者を拡大し、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方も対象としました。
② 心身障害者自動車 等燃料費の助成	心身に障がいがある人の外出支援に用する自動車やバイクの使用に伴う燃料費の一部を助成しています。
③ 障がい児・者 生活サポート事業	障害者手帳を取得している方や難病等の方の地域生活を支援するため、障がいのある人やその家族の必要性に応じて、町が認定した団体が、一時預かり、送迎、外出支援等のサービスを行っています。

(5) 安全な歩行空間の確保

歩道や交通安全施設等の適正な整備・改修を進め、安全な歩行空間の確保に努めます。また、視覚障がいのある人を安全に誘導できる歩道のネットワーク化に努めます。

(6) 公共交通の整備・充実

障がいのある人や高齢者等の交通弱者をはじめとする町民の日常生活上必要な交通手段を確保するため、町民ニーズ等に配慮しながら、快適で利便性の高い公共交通の整備・充実に努めます。令和3年4月からは予約型乗り合いタクシーの運行を予定し、障害者手帳所持者（第1種の場合、介護者1名含む）は、運賃が割引されます。（コミュニティバス「ブコーさん号」は令和3年3月に廃止予定）

また、西武観光バスの路線バスでは、ノンステップバスも導入しています。

施策の方向5 地域防災・安全対策の推進



(1) 防災意識の向上、防災情報の発信

防災に関する意識の向上に努めるとともに、地域の避難場所や避難経路についての情報の浸透を図ります。令和2年度までに指定緊急避難場所（26か所）、指定避難所（9か所）、福祉避難所（7か所）を指定するとともに、町ホームページに掲載しています。

また、令和元年度は土砂災害ハザードマップを更新し、毎戸配布を実施しています。

視覚・聴覚に障がいのある人など、情報伝達が困難な人の特性に配慮した情報提供に努めます。

(2) 避難支援体制の整備

民生委員・児童委員と協力し、避難行動要支援者名簿を作成（毎年更新）するとともに、避難行動要支援者の個別計画を策定しており、民生委員・児童委員の負担が大きい状況です。

令和2年度には横瀬町地域防災計画の一部改訂、福祉施設での福祉避難所設置・運営訓練を実施し、要支援者対策を推進しています。

また、発達障がいのある人や聴覚に障がいのある人など、障がいの特性に配慮した支援手法や福祉避難所の整備に努めるとともに、希望者にはヘルプマーク※1やヘルプカード※2、オストメイトカード※3を配布し、避難所等で必要な配慮を受けられる体制を整備します。

なお、令和2年度には、福祉避難所である横瀬町総合福祉センターにオストメイト※4対応の災害時用トイレを配備しました。

(3) 自主防災組織の整備

障がいのある人や高齢者等の災害弱者に対する地域住民を中心とした自主的な防災組織の整備を進めます。町と自主防災組織が連携した避難訓練では、避難行動要支援者の救助・救援を実施しています。

(4) 防災資機材の確保

毛布や救出救護用品などの防災資機材や飲料水をはじめとする備蓄食糧、医薬品、避難所備品等について、障がいのある人への対応に配慮し、総務課（町防災担当課）・町社会福祉協議会と連携して必要量の確保を進めます。アルファ米やパン等のやわらかい食糧の備蓄も進めるとともに、乳幼児用の粉ミルク、ほ乳瓶、子ども及び大人用の紙おむつ、女性用品の備蓄も進めています。

(5) 防犯対策の充実

秩父警察署主催の防犯キャンペーン等への協力や防犯活動団体との連携を強化しており、警察による定期的な町内パトロールも要請しています。

さらに、平成 28 年度には役場庁舎にも防犯カメラを設置し、町民の見守りを強化しました。

また、メール配信システム「安心・安全メール」にて、町内で発生した事件について情報発信を行うことで町民に対して情報共有を図っています。

(6) 感染症等への対策

事業所等における新型コロナウイルス感染症の防止対策、感染症発生時の利用者のサービス確保、事業者間の連携支援体制等について、地域の実情に応じて検討します。

また、その他の感染症についても、日頃から事業所等と連携し、感染拡大防止策の周知啓発や訓練の実施、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等について検討します。

- ※1 ヘルプマーク：義足や人工関節、内臓の障がい、難病など外見から分かりにくい障がい等をお持ちの方のためのマーク。
- ※2 ヘルプカード：緊急連絡先や必要な支援内容などを記載しておくことで、障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのもの。
- ※3 オストメイトカード：ストマに関する情報を記載したカード。緊急時や災害時など、自分ではストマ装具を準備できない場合などに、援助者にカードを提示することで迅速に対応することができます。ストマ装具の種類や購入先を管理・確認するためにも重要です。
- ※4 オストメイト：病気や事故などにより、お腹に排泄のための『ストマ（人工肛門・人工膀胱）』を造設した方



第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画

第3部 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

< 扉裏 >

第1章 障がい福祉サービスの充実【第6期障がい福祉計画】

1 第6期障がい福祉計画の基本方針

障がい福祉サービス等の提供体制の確保に向け、次の7つの視点に留意して計画を策定します。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者と障がい児本人が必要とするサービスやその他の支援を受けながら自立と社会参加が実現されるよう、自己決定を尊重するとともに、意思決定の支援に配慮します。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施と充実

障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者、高次脳機能障がい者を含む。）、難病等患者とし、一元的にサービスを実施するとともに、さらなる充実に向けた取り組みを推進します。

(3) 入所・入院等からの地域生活への移行、地域定着の支援や就労支援等のサービス提供体制の整備

地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供など、地域の社会資源の開発と活用を図り、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指します。特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する方が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障がい福祉サービスが提供される体制を整備する必要があります。例えば日中サービス支援型指定共同生活援助によって常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指します。引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。その際、町は次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

- ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び断続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ② ①の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ③ ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

（５）障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

また、医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する方に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

（６）障がい福祉人材の確保【新規】

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいきます。

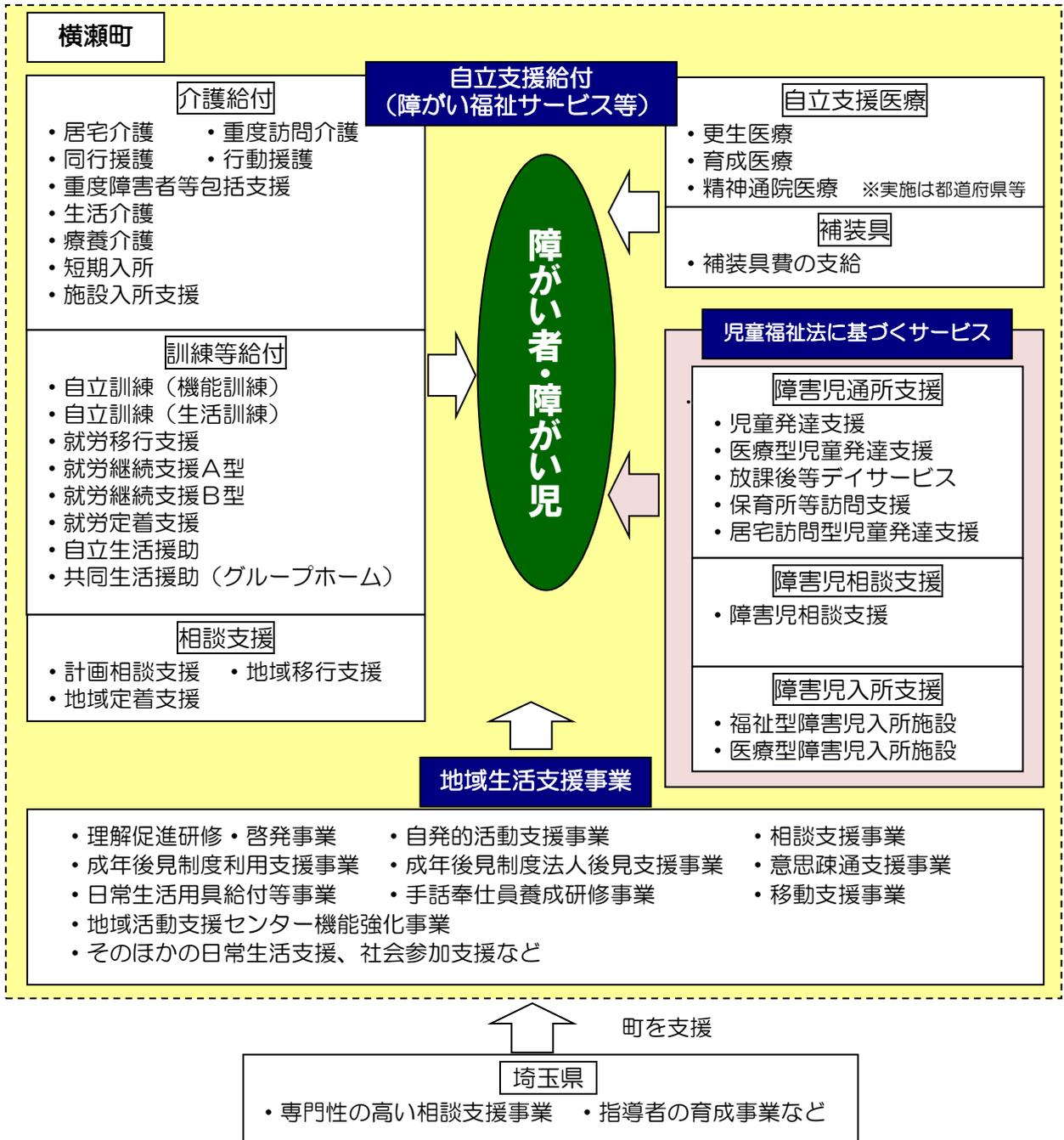
（７）障がい者の社会参加を支える取組【新規】

障がい者の地域における社会参加を促進するために、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援します。特に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

障がい者及び障がい児を総合的に支援するサービスの全体像は次のとおりです。

【 障がい福祉サービス等の体系図 】



障害者総合支援法に基づき、障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえて個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」の提供、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な実施形態による「地域生活支援事業」の実施、「自立支援医療」・「補装具」の支給が行われます。

また、障がい児に対しては、「児童福祉法に基づくサービス」が提供されます。

2 訪問系サービス

在宅生活を支援するサービスとして、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」があります。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

【訪問系サービス一覧】

サービス名	給付の種類	内容
(1) 居宅介護 (ホームヘルプ)	自立支援給付 (介護給付)	居宅において入浴、排せつ、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、通院などの移動介護を行うサービスです。
(2) 重度訪問介護※		常時介護を必要とする重度の肢体不自由障がい者を対象に、居宅等において、入浴、排せつ、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、外出時の移動介護などを総合的に行うサービスです。
(3) 同行援護		視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者を対象に、外出時において、当該障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
(4) 行動援護		知的障がいや精神障がいによって常に介助を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。
(5) 重度障害者等 包括支援		介護の必要性が著しく高い人に居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

※重度訪問介護は、日常的に同サービスを利用する最重度の障がい者のために、入院中の医療機関においても利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができるよう、訪問先が医療機関にまで拡大されました。

▼第6期の見込み

(1か月当たり、上段：実利用者数、下段：延利用時間数)

第5期の計画値・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護 重度訪問介護 行動援護／同行援護 重度障害者等包括支援	17人	13人	18人	14人	19人	15人
	120時間	154時間	130時間	86時間	140時間	86時間
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
居宅介護 重度訪問介護 行動援護／同行援護 重度障害者等包括支援	15人		16人		17人	
	130時間		140時間		150時間	

※障がい者・障がい児の合算 令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- 居宅介護については、利用者は増え、利用時間数も少しずつ伸びており、なかでも同行援護の利用が増えています。行動援護や同行援護は、専門職の確保が難しいことから訪問系サービスの充実が課題となっています。
- 居宅介護については、単身生活や介護者の負担を軽減するため、地域の相談支援体制の充実を図り、関係機関と連携してサービス調整を行い、適正なサービス提供が行えるような体制を整備していきます。
- 今後も、近隣市町村の事業者を通じた必要なサービス提供体制の確保を図るとともに、利用者の希望に即した質の高いサービス提供に努めます。
- サービス提供事業者に対しては、3障がいや難病の個々の障がいの特性等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。

3 日中活動系サービス

日中活動を支援するサービスとして、「生活介護」、「療養介護」、「短期入所」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型）」、「就労継続支援（B型）」に加え、前回計画では「就労定着支援」が新設されました。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

(1) 生活介護（デイサービス）

給付の種類	内容
自立支援給付 (介護給付)	常に介護を必要とする人に、主に日中、障がい者支援施設などで食事や入浴、排せつなどの介護や生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

▼第6期の見込量

(1か月当たり、上段：実利用者数、下段：延利用日数)

第5期の 計画値・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	20人 -人日	19人 373人日	21人 -人日	21人 444人日	22人 -人日	22人 416人日
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	21人 420人日		22人 440人日		23人 460人日	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえるとともに、今後も利用者が増えていくことが予想されるため増加傾向で算出しました。
- 生活介護については、障がい者の高齢化等により、今後需要が増えることが予想されることから、利用者のニーズに合わせた活動内容の充実に努めます。

(2) 自立訓練（機能訓練）

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間（18か月以内）行います。

▼第6期の見込み

(1か月当たり、上段：実利用者数、下段：延利用日数)

第5期の 計画値・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	-人日	0人日	-人日	0人日	-人日	0人日
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		1人 23人日		1人 23人日		1人 23人日

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

○機能訓練は、有期限のサービスであることからサービス利用につながりにくく、事業所の新規参入も難しい状況です。

○障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。

(3) 自立訓練（生活訓練）

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間(24か月以内)行います。

▼第6期の見込み

(1か月当たり、上段：実利用者数、下段：延利用日数)

第5期の 計画値・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人	1人	1人	2人	1人	7人
	-人日	21人日	-人日	23人日	-人日	125人日
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	5人		5人		5人	
	115人日		115人日		115人日	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

○サービス見込み量については、利用実績を踏まえるとともに、2年間の標準利用期間が規定されているサービスであることから新規利用と支給終了の両方を見込み算出しました。

○障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。

(4) 就労移行支援

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	一定期間(24か月以内)、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

▼第6期の見込み

(1か月当たり、上段：実利用者数、下段：延利用日数)

第5期の 計画値・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	2人	3人	2人	2人	2人	2人
	-人日	50人日	-人日	31人日	-人日	25人日
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		2人		2人		2人
		46人日		46人日		46人日

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

○就労アセスメントのための利用や短期間で一般就労につながる場合もあり、年間平均の利用日数もは減少傾向ですが、2年間の標準利用期間が規定されているサービスであることから新規利用と支給終了の両方を見込み、横ばいで算出しました。

○今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

○サービス利用後の就労先の確保が必要となることから、秩父地域自立支援協議会を核としながら、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、就労に関する総合的な支援を図ります。

(5) 就労継続支援（A型）

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者等に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練やその他の必要な支援を行います。

▼第6期の見込量

第6期の見込量

(1か月当たり、上段：実利用者数、下段：延利用日数)

第5期の 計画値・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	-人日	0人日	-人日	0人日	-人日	0人日
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1人 23人日		1人 23人日		1人 23人日	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- 就労継続支援A型については、令和2年10月末現在、地域に施設がないために利用がない状況です。
- サービス利用が伸びていることから、今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- 秩父地域自立支援協議会を核としながら、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉的な就労に関する総合的な支援を図ります。

(6) 就労継続支援 (B型)

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者等に、生産活動その他の活動機会の提供や、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

▼第6期の見込み

(1か月当たり、上段：実利用者数、下段：延利用日数)

第5期の 計画値・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	15人 -人日	16人 267人日	16人 -人日	18人 314人日	17人 -人日	18人 317人日
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	18人 360人日		19人 380人日		20人 400人日	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- 就労継続支援B型事業所の利用希望者については、現状を踏まえ増加傾向で見込んでいます。個々の対象者の年齢層や作業能力等に応じたサービス基盤の整備に努めます。
- 秩父地域自立支援協議会を核としながら、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉的就労に関する総合的な支援を図ります。

(7) 就労定着支援

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した方に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

▼第6期の見込み量

(1か月当たり、上段：実利用者数、下段：延利用日数)

第5期の 計画値・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	-人 -人日	-人 -人日	-人 -人日	-人 -人日	-人 -人日	-人 -人日
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1人		1人		1人	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

○サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

(8) 療養介護

給付の種類	内容
自立支援給付 (介護給付)	医療と常時介護を必要とする方に、病院などの施設で医学的管理の下に、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の相談支援、機能訓練などを行います。

▼第6期の見込み

第5期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人	0人	1人	0人	1人	0人
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1人		1人		1人	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- 療養介護については、現在利用者がいないため、計画値を下回る実績になっています。また、地域に施設がないため、遠隔地にある施設との連携を密にし、利用者の状況に応じた対応が必要です。
- サービス見込み量については、医療行為が必要な特殊なサービスであり、急な利用者増加は考えにくいことなどを踏まえて横ばいで算出しました。

(9) 短期入所（ショートステイ）

給付の種類	内容
自立支援給付 （介護給付）	居宅において介護者の疾病その他の理由で、施設への短期間の入所が必要な障がい者（児）に、食事や入浴、排せつの介護など日常生活上の支援を行います。

▼第6期の見込み量

（1か月当たり上段：実利用者数、下段：延利用日数）

第5期の 計画値・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	4人 44人日	3人 20人日	5人 49人日	2人 27人日	6人 54人日	3人 53人日
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	福祉型	3人 42人日	4人 56人日	5人 70人日		
	医療型	1人 14人日	1人 14人日	1人 14人日		

※障がい者・障がい児の合算 令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

○サービス利用が伸びていることから、今後も必要なサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

4 居住支援・施設系サービス

居住の場を支援するサービスとして、「共同生活援助（グループホーム）」、「施設入所支援」に加え、前回計画から「自立生活援助」が新設されました。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

（1）自立生活援助

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する方に対し、一定の期間にわたり、利用者の居宅への定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や関係機関との連絡調整を行います。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数)	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	-人	0人	-人	0人	-人	1人
第6期の見込み (実利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1人		1人		1人	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込量については、平成30年度から始まった新しい事業で、これまで3年間で1件の利用実績があり、年間1人の利用を見込み算出しました。
- サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	日中は就労又は就労継続支援などの日中活動サービスを利用している障がい者に、共同生活の場を提供し、相談や日常生活上の援助を行います。

▼第6期の見込み量

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数)	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	9人	8人	10人	8人	11人	8人
第6期の見込み (実利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	9人		9人		9人	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- サービス見込み量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえるとともに、今後、入院中の精神障がい者や施設入所者の地域生活への移行のための取り組みが推進され、グループホームの必要性が更に高まることが予想されるため、増加傾向で算出しました。
- 既存住宅の活用や民間賃貸住宅の借上げ等、地域の社会資源を活用するなど、既存の事業所や秩父郡市内1市4町と連携し、グループホームの設置を促進し、サービス計画値の確保に努めていきます。
- 障がい者の地域生活への移行を促進するためには、知的障がいや精神障がいのある人の生活の場としてグループホーム等の整備が必要になります。今後も施設入所者や知的障がい、精神障がいのある人の意向を十分把握した上で、関係機関の協力を得ながら、利用者のニーズに応じた居住系サービスの確保を進めていきます。

(3) 施設入所支援

給付の種類	内容
自立支援給付 (介護給付)	夜間に介護が必要な人や自立訓練・就労移行支援を利用している障がいのある人で単身の生活が困難な方、通所が困難な方に夜間の居住の場を提供し、日常生活上の支援を行います。

▼第6期の見込み

第5期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	8人	8人	8人	7人	8人	8人
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	8人		8人		7人	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- 利用者が横ばい傾向にあります。今後、介護者の高齢化等により、入所施設の利用者ニーズは増加すると見込んでいます。
- 施設入所者の地域生活への移行のための取り組みが推進されていることから、令和5年度においては令和2年度の実績から1人減で見込み算出しました。

5 相談支援

(1) 計画相談支援

給付の種類	内容
計画相談支援給付	障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、サービス等利用計画案の作成、定期的なモニタリング、サービス事業者等との連絡調整を行います。

▼第6期の見込み

第5期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	4人	6人	5人	9人	6人	13人
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	10人		10人		10人	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- 計画相談支援は、計画値を下回っているものの、秩父郡市内1市4町では、相談支援専門員が不足しており、専門員の確保が課題となっています。
- 障がい福祉サービス等の利用者に対し、計画的な支援を図るため、相談支援事業所と連携し、必要なサービスの確保と充実に努めます。
- 支援を必要とする利用者に対し、サービスの利用調整・モニタリングなどの支援が適切に提供されるよう事業者に対して働きかけを行います。

(2) 地域相談支援 (①地域移行支援)

給付の種類	内容
地域相談支援給付	障害者支援施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います。

▼第6期の見込み量

(1か月当たり)

第5期の 計画値・実績値 (実利用者数)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人	0人	1人	0人	1人	0人
第6期の見込み (実利用者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1人		1人		1人	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

○サービス見込み量については、平成26年4月1日に施行された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、精神科病院における退院促進のための取り組みが強化されたことから、毎年度一定数の利用があると見込みました。

○精神科病院からの退院者等に対し、計画的な支援を図るため、相談支援事業所と連携し、必要なサービスの確保と充実に努めます。

(3) 地域相談支援 (②地域定着支援)

給付の種類	内容
地域相談支援給付	居宅において単身で生活する障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談などの対応を行います。

▼第6期の見込み量

第5期の 計画値・実績値	(1年当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人	0人	1人	0人	1人	1人
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1人		1人		1人	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

○サービス見込み量については、地域移行支援利用者が地域定着支援を併せて（または地域移行支援の終了後に）利用することが考えられるため、地域移行支援利用者数と同数で見込みました。

○計画的な支援を図るため、相談支援事業所と連携し、必要なサービスの確保と充実に努めます。

6 その他の障がい福祉サービス

(1) 補装具費の支給

身体機能を補い、長期に継続して使用される補装具（義肢、装具、車いす等）の購入費や修理費についての支給を行います。支給件数が予測しづらいことから柔軟な対応が求められています。今後も第5期の実績に基づき、補装具給付事業の充実を図ります。

(2) 自立支援医療

身体に障がいのある児童の生活能力を得るための医療（育成医療）、身体に障がいのある人の更生のための医療（更生医療）、精神に障がいのある人が入院しないで受ける医療（精神通院医療）の提供を県と連携しています。本人や家族からの相談には個別に対応し、必要に応じ自立支援医療や障がい者サービスの利用につなげています。今後も制度の周知を図るとともに、関係機関との連携に努めます。

(3) 療養介護医療

医療を必要とし、常時介護を必要とする身体に障がいのある人に、医療施設から療養介護における医療の提供を行います。地域に施設がないため、遠隔地にある施設との連携を密にし、利用者の状況に応じた対応が必要です。医療の必要な障がいがあり、常時介護の必要性が高い利用者が存在すると考えられるため、制度の周知を図るとともにサービス提供基盤の維持ができるよう関係機関との連携に努めます。

7 地域生活支援事業（①必須事業）

障がい者が自らの適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するために、地域生活支援事業を実施します。

地域生活支援事業には「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」、「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「成年後見制度法人後見支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「手話奉仕員養成研修事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター機能強化事業」の「必須事業」と、市町村が任意に行うことができる「任意事業」、さらには市町村が地域の政策課題に対応するために実施する「地域生活支援促進事業」があります。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

（1）理解促進研修・啓発事業

内容
障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深める研修・啓発を行います。

▼第6期の見込量

第5期の計画・実績 (実施の有無)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
	1事業	1事業	1事業	1事業	1事業	1事業
第6期の見込み (実施の有無)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1事業		1事業		1事業	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

○障害者週間（12月3日～9日）の時期に合わせ、「障がいのある人たちの作品展」を開催しています。今後も広報やホームページ、障害者週間の機会をとらえ、障がいに対する理解の普及・啓発活動を一層推進する必要があります。

○障がいのある人、ない人の相互理解を深め、心のバリアフリーを促進するための事業を実施します。また、障がい福祉懇談会やあいサポート運動、秩父地域自立支援協議会等を活用し、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいなどを含む。）をはじめ、身体障がい、知的障がい、その他の心身の機能の障がいや難病（特定疾患）等に対する理解を深めるための取組を実施していきます。

(2) 自発的活動支援事業

内容
障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

▼第6期の見込み

第5期の 計画・実績 (実施の有無)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
	1事業	1事業	1事業	1事業	1事業	1事業
第6期の見込み (実施の有無)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1事業		1事業		1事業	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

○障がい者福祉の増進を図り、障がいのある人の自立や社会参加を促進する自主的な取組を行っている団体に対し、補助金を交付しています。

○自主的な取組を行っている団体に対する運営支援を行います。

(3) 相談支援事業

事業名	内容
①障害者相談支援事業 (秩父地域自立支援協議会の運営含む。)	<p>秩父障がい者総合支援センター「フレンドリー（カナの会及び清心会）」や生活支援センター「アクセス」との連携を深め、身体障害者相談員・知的障害者相談員とともに障がいのある人やその家族の相談に応じながら、福祉サービスにかかる情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助を行います。</p> <p>また、秩父地域自立支援協議会等を活用し、相談支援事業の評価や困難事例への対応等にかかる協議等を行うとともに、地域の相談支援体制の整備に努めます。</p> <p>発達障がい、高次脳機能障がいのある人については、埼玉県発達障害支援センター「まほろば」や埼玉県発達障害総合支援センター、埼玉県高次脳機能障害者支援センター等との連携を密にし、専門性の高い相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、障がいのある人が65歳となり、障がい福祉サービスから介護保険制度のサービスに移行する際、適切なサービスの提供と切れ目のない相談支援体制が構築されるよう介護保険担当課や介護保険事業所との連携を強化します。</p> <p>障がい者虐待への対応については、関係者との連携を強化し、相談支援体制の充実を図るとともに、虐待防止に向けた理解・啓発を推進し、虐待の未然防止と早期発見に努めます。</p>
②基幹相談支援センター等機能強化事業	<p>相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、困難ケースへの対応や相談支援事業者への指導・助言を行うために必要な社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を行い、相談支援機能の強化を推進します。</p>
③住宅入居等支援事業	<p>一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しながら、保証人がいないなどの理由で入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等にかかる支援を行います。</p>

▼第6期の見込量

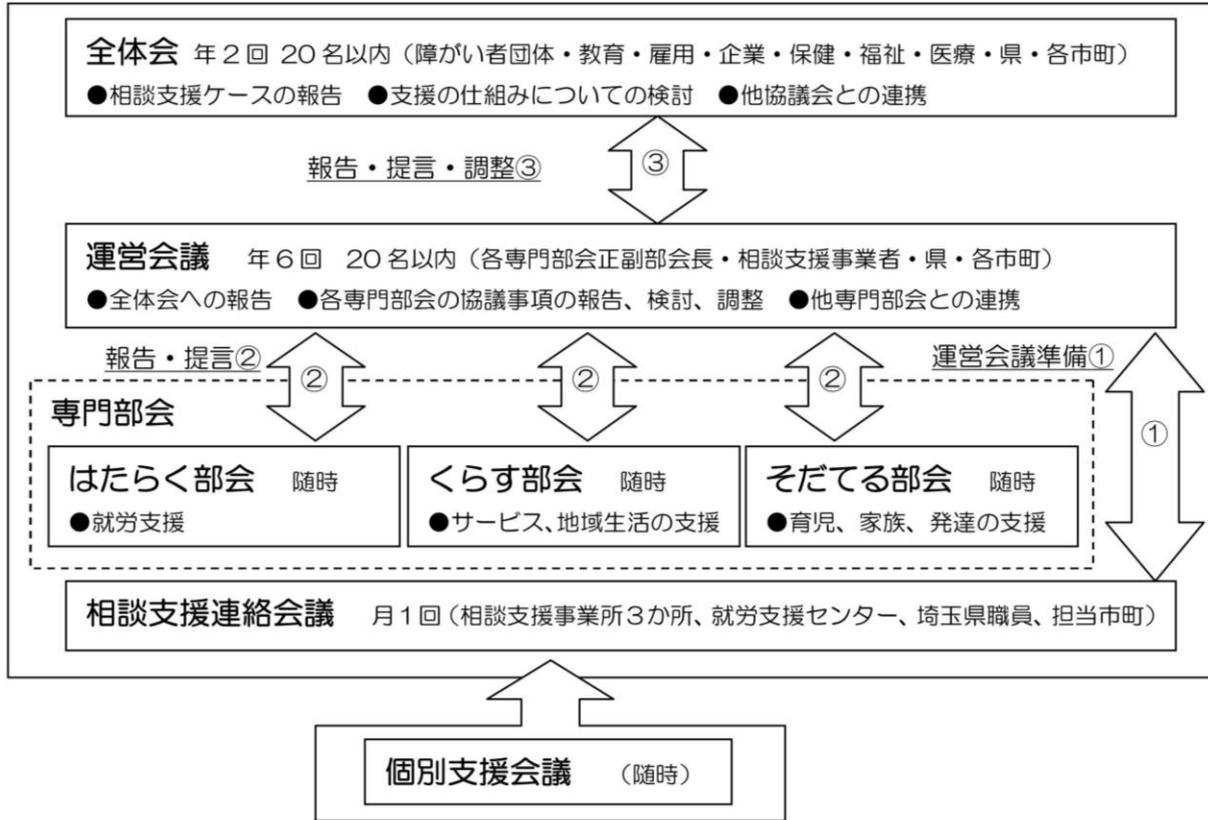
第5期の 計画値・実績値		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
障害者相談支援事業		3か所	3か所	3か所	3か所	4か所	3か所
基幹相談支援センター		3か所	1か所	3か所	1か所	3か所	1か所
住居入居等支援事業		3か所	1か所	3か所	1か所	3か所	1か所
第6期の見込み		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		障害者相談支援事業		3か所	3か所	3か所	
		基幹相談支援センター		1か所	1か所	1か所	
住居入居等支援事業		1か所	1か所	1か所			

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- 相談支援事業については、秩父障がい者総合支援センター「フレンドリー（カナの会及び清心会）」や生活支援センター「アクセス」に委託して基本相談支援を実施しています。また、身体障害者相談員及び知的障害者相談員との連携も強化し、障がいのある人やその家族の相談に応じていく必要があります。
- 秩父地域自立支援協議会等を活用し、相談支援事業の評価や困難事例への対応等にかかる協議等を行い、基幹相談支援センターについては、総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う基幹として必要に応じて、広域的な取組ができるよう努めます。

■ 秩父地域自立支援協議会 相関図



■ 秩父地域自立支援協議会の概要

	個別支援会議	相談支援連絡会議	専門部会 (はたらく・くらす・そだてる)	運営会議	全体会
目的・内容	個人のニーズに添った支援を議論する会議	運営会議が円滑に進むよう、相談系事業所よりあげられる地域課題や案件等の整理など下準備を行う。	地域ニーズの充足を目指し、課題解決に向けた調査研究や社会資源の改善・開発の提案を図る会議	協議会の運営管理を行い、また、地域の情報や課題を集約し、整理・分析する会議	地域課題の情報共有を図り、協議会全体の計画、実績、方向性等を協議・確認するとともに専門部会で協議された事項や施策提案等について、意思確認を行う会議
メンバー	個人の支援関係者	・相談支援事業所各事業所1名 ・就労支援センター1名 ・埼玉県職員1名 ・関係市町職員1名	1 専門部会あたり部員10名程度 ・障がい者関係団体 ・教育関係機関 ・雇用関係機関 ・埼玉県職員 ・企業 ・保健関係機関 ・福祉関係機関 ・医療関係機関 ・関係市町職員	委員20名以内 ・各専門部会正副部会長 ・相談支援事業者 ・埼玉県職員 ・関係市町職員	委員20名以内 (関係機関の代表者レベル) ・障がい者関係団体 ・教育関係機関 ・雇用関係機関 ・埼玉県職員 ・企業 ・保健関係機関 ・福祉関係機関 ・医療関係機関 ・関係市町職員
開催等	随時	月1回	随時	年6回	年2回
主催	相談支援事業所 各市町障がい担当	担当市町事務局	担当市町事務局	事務局	事務局

(4) 成年後見制度利用支援事業

内容	
成年後見制度の申立てができない状態にある場合の町長申立てによる支援や、その必要経費または後見人の報酬の全部または一部を助成します。	

▼第6期の見込み

第5期の 計画値・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人	0人	1人	0人	1人	0人
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1人		1人		1人	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

○障がいのある人の「親なき後」のことを考え、地域包括支援センターや高齢者福祉部門等と連携し、成年後見制度の普及、利用促進に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

内容	
成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、町民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。	

▼第6期の見込み

第5期の 計画値・実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1件	0件	1件	1件	1件	0件
第6期の見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1件		1件		1件	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

○成年後見制度法人後見支援事業については、制度の啓発や担い手の育成のための研修会を実施していますが、研修会への参加者が少ないため、成年後見制度の周知等の啓発についても強化していく必要があります。

○成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修の実施、法人後見活動の安定的な実施のための組織体制や専門職による支援体制の構築などについて検討していきます。

(6) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

事業名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚及び音声又は言語機能に障がいのある人の依頼に応じて、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を設置して、聴覚障がいのある人の意思疎通を支援するものです。

▼第6期の見込み

(派遣事業：1か月当たり/設置事業：年間)

第5期の 計画値・実績値		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第5期の 計画値・実績値	手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業 (実利用者数)	1件	1件	1件	1件	1件	1件
	手話通訳者設置事業 (か所)	1か所	0か所	1か所	0か所	1か所	0か所
第6期の見込み		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業 (実利用者数)		1件		1件		1件	
手話通訳者設置事業 (実利用者数)		0か所		0か所		0か所	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

- 意思疎通支援事業は、日常生活で手話通訳等が必要な聴覚障がいのある人等に対し、手話通訳者等を派遣する事業を社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会へ委託し実施しています。
- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会へ委託して実施し、第5期の利用実績をもとに年1人の利用を見込みます。手話通訳者設置事業については、単独での設置が難しいことから、圏域での合同設置について検討を行います。

(7) 日常生活用具給付等事業

用具種別	内容例
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車や電気式たん吸引器、盲人用体温計など在宅療養を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置など情報収集や情報伝達、意思疎通などを支援する用具
排せつ管理支援用具	ストマ装具など排せつ管理を支援する用具
住宅改修費	在宅での生活を容易にするため、住宅改修費の給付を行なっています。

▼第6期の見込量

		(1年当たり)					
		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
第5期の 計画値 ・ 実績値	介護・訓練支援用具	1件	1件	1件	0件	1件	0件
	自立生活支援用具	1件	0件	1件	4件	1件	1件
	在宅療養等支援用具	1件	0件	1件	0件	1件	0件
	情報・意思疎通支援用具	1件	1件	1件	0件	1件	1件
	排せつ管理支援用具	180件	156件	180件	135件	180件	144件
	住宅改修費	1件	0件	1件	0件	1件	0件
第6期の 見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	介護・訓練支援用具	1件	1件	1件			
	自立生活支援用具	1件	1件	1件			
	在宅療養等支援用具	1件	1件	1件			
	情報・意思疎通支援用具	1件	1件	1件			
	排せつ管理支援用具	180件	180件	180件			
住宅改修費	1件	1件	1件				

※令和2年度の実績値は11月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

○日常生活用具については、重度障がいのある人の日常生活を円滑にするための用具を給付しています。なかでも継続的に必要とされる排泄管理支援用具の給付が高くなっていますが、計画値を下回る実績になっており、全体の約9割を占めています。また、排泄管理支援用具の給付を受けている人に対しオストメイトカードを配布し、災害時の応急的な対応に努めています。

○日常生活用具が必要な障がい者（児）への事業内容の周知を図るとともに、用具がスムーズに提供できるよう、事業者をはじめ関係者に働きかけサービス提供の確保に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

内容
意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話言語を習得した者を養成します。

▼第6期の見込量

第5期の 計画値・実績値 (研修修了者数)	(1年当たり)					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	2人	4人	2人	1人	2人	3人
第6期の見込み (研修修了者数)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	2人		2人		2人	

▶見込み量と確保のための方策

- 手話奉仕員養成研修事業については、養成講座を平成27年から実施しています。今後も継続して講座を開催し、広域的に担い手の育成に努める必要があります。
- 毎年、養成研修事業を周知し、参加を呼びかけ、多くの修了者を育成するとともに、広域的な視点で担い手の育成に努めます。

(9) 移動支援事業

内容
屋外での移動に困難がある障がいのある人に対し、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。

▼第6期の見込み

(1か月当たり上段：実利用者数、下段：延利用時間数)

第5期の 計画値・実績値 (実利用見込者数) (延べ利用見込時間)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	8人	8人	9人	9人	10人	8人
	80時間	56時間	90時間	42時間	100時間	29時間
第6期の見込み (実利用見込者数) (延べ利用見込時間)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	8人		9人		10人	
	60時間		70時間		80時間	

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、

令和2年度のサービス利用実績が減少

▶見込み量と確保のための方策

○屋外での移動が困難で支援の必要がある障がい者に対して、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的に、外出のための個別支援を行います。

○障がい者の社会参加等により、今後需要が増えることが予想されることから、利用者ニーズに合わせたサービス供給量の確保に努めます。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

類型	内容
I 型	専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉や地域の社会基盤との調整、地域におけるボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る普及啓発などを行います。

▼第6期の見込み量

(1年当たり、上段：施設数、下段：延利用者数)

第5期の 計画値・実績値 (I型)	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1か所 -人	1か所 23人	1か所 -人	1か所 23人	1か所 -人	1か所 23人
第6期の見込み (I型)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		1か所 23人		1か所 24人		1か所 25人

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

○地域活動支援センターは、地域に精神障がいのある人を主に対象とした施設が1か所のみとなっています。身体・知的障がいのある人を対象とした地域活動支援センター等、障がいの特性に応じた施設整備の検討が必要です。

○自宅で過ごす秩父市内の事業所と連携して1か所で実施しており、今後も障がいの特性に応じた施設整備の在り方について検討していきます。また、仲間とともに創作活動や機能訓練のほか様々な活動を行うことを通じて、自分らしく日中を過ごせる場を確保します。

(11) その他の地域生活支援事業（任意事業）

事業名	内容
①紙おむつ給付事業	在宅で身体・知的に重度の障がいのある人等の地域生活を支援するため、紙おむつが必要な人へ配布します。
②訪問入浴サービス事業	入浴が困難な身体に重度の障がいのある人等を対象に、居宅に移動入浴車を派遣し、定期的に入浴サービスを提供します。
③日中一時支援事業	在宅で介護している家族の就労及び一時的な休息のため、見守り等の支援が必要と認められる障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。
④知的障害者職親委託事業	知的障がいのある人の自立更生を図るため、一定期間職親（知的障がいのある人の更生援護に熱意を有する事業経営者等）に委託し、職場における定着性を高めるための生活指導や技能取得のための訓練や支援を行います。
⑤スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障がいのある人の体力増強、交流、余暇活動等に資するとともに、障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室の開催や障がい者スポーツ大会への参加協力を努めます。
⑥芸術・文化講座開催等事業	障がいのある人の芸術・文化活動を振興するため、障がいのある人の作品展や音楽会等の芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、創作活動等に必要な環境の整備や支援を行います。
⑦自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業	障がいのある人が自動車運転免許の取得及び自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成します。

▼第6期の見込量

(1か月当たり)

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第5期の 計画値 ・ 実績値	紙おむつ給付事業	10人	7人	10人	8人	10人	7人
	訪問入浴サービス事業	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	日中一時支援事業	3人	2人	3人	2人	3人	3人
	知的障害者職親委託事業	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	自動車運転免許取得事業 (1年当たり)	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	自動車改造費助成事業 (1年当たり)	1人	0人	1人	0人	1人	0人
第6期の 見込み		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	紙おむつ給付事業	10人		10人		10人	
	訪問入浴サービス事業	1人		1人		1人	
	日中一時支援事業	3人		3人		3人	
	知的障害者職親委託事業	1人		1人		1人	
	自動車運転免許取得事業 (1年当たり)	1人		1人		1人	
自動車改造費助成事業 (1年当たり)	1人		1人		1人		

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

○その他の地域生活支援事業については、在宅生活を支援するための事業として、紙おむつの給付が、全体で高い実績になっています。また、障がい者の高齢化に伴い、介護保険サービスを利用している人も多いため、他の制度等と連携し、障がい者の社会参加を促進する柔軟な取組が必要とされています。給付実績のない事業については、利用の促進に向けた制度の周知が必要です。

○第5期の実績に基づき見込むとともに、第5期に実績のない事業についてもサービス提供体制の確保を図ります。

8 成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

●国の基本方針

- 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

項目	現状値	目標値
令和元年度末までの地域生活移行者数	0人	2人
令和5年度末までの地域生活移行者数	0人	1人
令和2年度末時点の入所者数	8人	7人
地域生活への移行割合		12.5%
令和5年度末の施設入所者削減数		県の考えを踏まえ、設定しない
令和5年度末の施設入所者削減割合		

※ 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数。

○施設入所者の重度化、高齢化により、入所施設からの退所は入院・死亡を理由とする割合が高まっています。今後、増加が予想される障がい者の地域移行に備え、住まいの場としてのグループホームや日常生活を支えるためのヘルパーサービス等のサービス基盤を町や、サービス事業所、近隣市町等が連携し、計画的な整備を行うため、支援人材の育成や地域生活を支えるための体制づくりを進める必要があります。

○目標の達成に向けて、施設入所者に対する定期的な障がい支援区分の認定調査の際に、施設入所者の地域生活への移行の可能性について施設等と協議を行います。また、施設入所者の地域移行を進めるため、グループホーム等の居所確保と実情把握に努め、相談支援事業所や各種サービス提供事業所等と連携を図りながら、支援体制の整備を推進します。障がい福祉サービス等の社会資源の一層の充実を図り、地域移行後の生活支援に努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	現状値	目標値
協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	1 か所	1 か所
複数市町村による設置の場合の市町村数	5市町	5市町
内訳	秩父市・横瀬町・ 皆野町・長瀬町・ 小鹿野町	秩父市・横瀬町・ 皆野町・長瀬町・ 小鹿野町

○精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、秩父地域自立支援協議会等を活用し、協議していきます。

○精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すことを基本とします。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の整備

●国の基本方針

○地域生活支援拠点等について、各市町村または各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とする。

項目	現状値	目標値
地域生活支援拠点の整備及び充実	0か所	1 か所
複数市町村による設置の場合の市町村数	-	5市町
内訳	-	秩父市・横瀬町・ 皆野町・長瀬町・ 小鹿野町

○支援を切れ目なく提供するための拠点整備等に向けて、地域支援のための拠点の整備や地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を積極的に推進するとともに、秩父郡市内1市4町による合同設置についても検討を行います。

○障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者等の住み慣れた地域での暮らしを担保し、自立を希望する人への支援を進めるため、自立等に関する相談や、緊急時の受け入れ態勢の確保、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、専門の人材の確保・養成、サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行うなどの機能を担う体制づくりに努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

●国の基本方針

- 令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.30 倍以上とすることを基本とする。
- 就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね 1.26 倍以上、就労継続支援B型事業については概ね 1.23 倍以上を目指すこととする。

項目	現状値	目標値
令和5年度の年間一般就労移行者数 国の基本指針に基づき令和元年度実績2人の1.27倍	2人	3人
令和5年度の就労移行支援事業から一般就労への移行者数 国の基本指針に基づき令和元年度実績2人の1.30倍	2人	3人
令和5年度の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数 国の基本指針に基づき令和元年度実績0人の1.26倍	0人	1人
令和5年度の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数 国の基本指針に基づき令和元年度実績0人の1.23倍	0人	1人

- 一般就労を希望する利用者が少なく、また、受け入れる企業も多くないことから、企業向けの制度周知を行う必要があります。
- 福祉施設から一般就労への移行を促進し、就労意向支援事業所や関係機関と連携を図るとともに、「秩父障がい者就業・生活支援センターキャップ」と協力し、一般就労を希望する障がいのある人が企業等で働く機会の拡大に努めます。
- 令和3年度からは精神障がい者も法定雇用率の算定に組み込まれることから今後も一層の強化を図ります。

②就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

●国の基本方針

- 就労移行支援事業等(※)を通じて一般就労に移行する人のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

※就労移行支援事業等：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

項目	現状値	目標値
令和5年度の就労定着支援事業利用者数 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち 就労定着支援事業を利用する者	2人	2人
令和5年度における全就労定着支援事業所数に占める就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	-%	-%

○現在、秩父地域内に就労定着支援を実施する予定の事業所がないことから、郡外の事業所の利用検討や既存事業所への制度周知を図るとともに、サービス提供基盤の構築のため関係機関との連携に努めます。

(5) 相談支援体制の充実・強化等 **新規**

●国の基本方針

○令和5年度末までに各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を行うことを基本とする。

①総合的・専門的な相談支援

○基幹相談支援センターを設置し、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を継続することを基本とします。

②地域の相談支援体制の強化

○相談支援事業者に対し、訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援及び地域の相談機関との連携強化の取り組みを継続することを基本とします。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 **新規**

●国の基本方針

○県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。

○利用者が真に必要なとする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

○埼玉県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加に努めることを基本とします。

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

○障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用するとともに、事業所や関係自治体等との共有を図ることを基本とします。

第2章 障がい福祉サービスの充実【第2期障がい児福祉計画】

1 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本方針

(1) 身近な場所で提供する体制整備

子ども・子育て支援法においては、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されています。

同法に基づく教育・保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

(2) 地域支援体制の構築

- ① 障害児通所支援等について、障がい種別や年齢別のニーズに応じた支援が身近な場所で提供できるように、地域における支援体制整備を図ります。
- ② 児童発達支援センターについては、圏域において、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図るとともに、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援事業所等と緊密な連携を図り、重層的な障がい児支援の体制整備を図ります。
- ③ 障害児通所支援及び障害児入所支援（秩父地域外の施設と連携）は、障がい児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、支援の質の向上と支援内容の適正化を図っていきます。

(3) 保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

- ① 障害児通所支援の体制整備にあたっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要になっています。また、障がい児の早期の発見及び支援を進めるため、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、庁内においても町教育委員会及び子育て支援課等との連携体制を確保します。
- ② 障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設（秩父地域外の施設と連携）、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、庁内においても町教育委員会及び子育て支援課等との連携体制を推進します。

(4) 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業、小学校、特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

(5) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

- ① 重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援が受けられるように、地域での支援体制の充実を図ります。
- ② 医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、障がい児支援等の充実を図ります。また、心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、保健所、病院・診療所、障害児通所支援事業所、障害児入所施設（秩父地域外の施設と連携）、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築するものとします。なお、この場においては、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していきます。
- ③ 強度行動障がいを有する障がい児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。
- ④ 虐待を受けた障がい児等に対しては、心理的ケアを提供することにより、障がい児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。

(5) 障害児相談支援の提供体制の確保、「子ども・子育て支援新制度」との連携

障害児相談支援は、障がいの疑いの段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。このため、障がい者の相談支援と同様に、障がい児の相談支援についても、子ども・子育て支援新制度の「利用者支援事業」との連携を図りながら、質の確保と向上を目指して、支援提供体制の構築を図るものとします。

2 障がい児を対象としたサービス

(1) 障害児通所支援

事業名	内容
①児童発達支援	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供します。
②医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童に対し、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
③放課後等デイサービス	就学している児童に対し、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を提供します。
④保育所等訪問支援	保育所その他の集団生活を営む施設等に通う児童に対し、当該施設を訪問し、当該施設における児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を提供します。また、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
⑤居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいのある児童の家を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与を行います。

▼第2期の見込量

(1か月当たり)

第1期の 計画値 ・ 実績値	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
児童発達支援	1人	4人	2人	4人	2人	3人
医療型児童発達支援	1人	0人	1人	0人	1人	0人
放課後等デイサービス	4人	4人	5人	5人	6人	4人
保育所等訪問支援	1人	0人	1人	0人	1人	0人
居宅訪問型児童発達支援	1人	0人	1人	0人	1人	0人
第2期の 見込み	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	児童発達支援	5人	5人	5人		
	医療型児童発達支援	1人	1人	1人		
	放課後等デイサービス	5人	5人	5人		
	保育所等訪問支援	1人	1人	1人		
居宅訪問型児童発達支援	1人	1人	1人			

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

○児童発達支援については、利用者の転出等により、計画値に対し実績は下回っています。療育支援を必要とする希望は多いですが、地域に事業所が少ないため、必要な支援ができにくい状況があります。

○児童発達支援については、町主催の「乳幼児健診事後指導教室」をはじめとする療育支援事業等を活用するとともに、保健センター、保育所、認定こども園等の関係機関や県と連携し、発達支援マネージャーや発達支援コーディネーター等の育成に努め、必要な支援に向けて取り組みます。また、既存の事業所をはじめ相談支援事業所や医療機関等の関係機関との連携を強化し、サービス提供基盤の維持ができるよう支援に努めます。なお、利用のないサービスについては、最低限度の数値を計上するものとします。

(2) 障害児相談支援

自立した生活を支え、障がいのある児童の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントを行います。対象者は、児童発達支援、放課後デイサービス、障害児通所支援を利用する児童です。

事業名	内容
①障害児支援利用援助	児童の保護者から依頼を受けた指定障がい児相談支援事業者が、支給決定前に「障害児支援利用計画案」を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、「障害児支援利用計画」の作成を行います。
②継続障害児支援利用援助	指定障害児相談支援事業者が、一定期間ごとに、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います。

▼第2期の見込み

		(1年度当たり)						
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		
第1期の 計画値 ・ 実績値	計画値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
		障害児支援利用援助	2人	5人	3人	9人	4人	7人
		継続障害児支援利用援助	5人	4人	6人	15人	7人	3人
	障害児相談支援	6人	8人	6人	9人	6人	7人	
第2期の 見込み		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		6人		6人		6人		
		6人		6人		6人		
		6人		6人		6人		

※令和2年度の実績値は10月末までの見込み値

▶見込み量と確保のための方策

○障害児相談支援については、保健師との連携のもとで作成されるセルフプランは0件で、すべて民間事業者により計画が作成され、児童通所支援の利用に合わせ利用実績がある状況です。計画相談支援と同様に、民間事業者の参入が少なく、児童の計画が作成できる相談支援専門員の確保が難しい状況です。児童がサービスを利用し、ライフステージに合わせた支援を進めるためには、児童計画相談の充実が必要となっています。

○障害児相談支援については、適正なサービス利用を進めるため、制度の周知を図るとともに児童の相談支援体制づくりの構築に努めます。

3 成果目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

●国の基本方針

- 全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
 - ・各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

項目	現状値	目標値
①児童発達支援センターの設置数	0か所	1か所
②保育所等訪問支援の体制の構築	0か所	1か所
③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	0か所	1か所
④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	0か所	1か所
⑤医療的ケア児等コーディネーターの配置	無	有
⑥複数市町村による設置の場合の市町村数	-	5市町
内訳	-	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町

○保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関との連携強化を図り、既存事業所や相談支援事業所等と協力し、設置基盤の整備に努めます。また、単独での設置が難しいことから、秩父郡市内1市4町へ働きかけるなどし、合同設置について検討を行います。

○保育所等訪問支援の提供体制については、国の基本方針を踏まえ、町内1か所の事業所の整備を目指し、地域の児童発達支援事業所等に働きかけます。

○医療的ケア児が抱える課題は、多分野にわたっており、必要なサービスも多岐にわたっています。医療的ケア児の支援が、学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、関係機関と連携し、協議の場を設置し、広域的な支援体制づくりの整備に努めます。また、医療的ケア児等コーディネーター等の育成に努めるとともに関係機関と連携し、医療的ケア児等とその家族への支援体制づくりの構築に努めます。

(2) 放課後等デイサービスガイドラインの活用

放課後等デイサービスの質の向上を図るため、平成27年4月に国が策定した放課後等デイサービスガイドラインの活用を図ります。

(3) 子育て支援施設等の受け入れの整備

町は、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等における障がい児の受入の体制整備を行います。

施設名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	計画値	3人	3人	3人
	提供体制	1か所	1か所	1か所
認定こども園	計画値	1人	1人	1人
	提供体制	1か所	1か所	1か所
認可外（地方単独事業）	計画値	0人	0人	0人
	提供体制	1か所	1か所	1か所
放課後児童健全育成事業	計画値	1人	1人	1人
	提供体制	1か所	1か所	1か所

○保健センター、保育所、幼稚園等の関係機関と連携し、発達支援マネージャーや発達支援コーディネーター等の育成に努めるとともに、障がい児の受入の体制整備について検討を行います。また、各施設ともに民間福祉施設への働きかけも考慮し検討した目標とします。



計画の推進

第4部 計画の推進

< 扉裏 >

第1章 計画の推進体制

1 関係機関、地域との連携

(1) 町民と協働

計画の推進は、行政の力だけでは大変困難です。

「協働」とは、「自分たちの住むまちを良くしたい」という大きな目的に向かい、町民と行政それぞれが同じ立場に立ち、役割と責任を担いながら協力し合うことです。

計画に定める各種施策を進めていくため、町民の参画を図るとともに、情報提供・情報交換を密に行い、町民と行政の協働を推進します。

(2) 地域との連携

障がい者の地域生活においては、サービス提供のみならず、障がい及び障がい者に対する地域社会の理解を得ることが重要であることから、障がいのある本人を含めた地域住民、障がい者団体や社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等との連携を図り、地域における協力や支援を促進します。

(3) 関係機関との連携

障がい者に関わる施策分野は福祉のみならず、保健・医療、教育、雇用・就労、くらし・安全など多岐にわたっていることから、健康づくり課が中心となる中で、庁内関係各課との連携を図りながら計画を推進します。

(4) 国・県・近隣市町との連携

本計画に定めた各種事業の推進にあたっては、国・県・近隣市町との連携を図るとともに、秩父郡市内1市4町で協議を進めながら総合的な施策の推進に取り組みます。

2 サービスの質の向上と供給体制の確保

(1) 事業者への支援

サービスの質の向上と安定した供給体制を確立するため、サービスの担い手となる事業者に対し、県や社会福祉協議会などと連携し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行います。

(2) 人材確保・資質向上の支援

より質の高い福祉サービスを充足させるためには、専門人材の確保が必要であることから、相談支援専門員、理学療法士、作業療法士、介護福祉士などの専門人材の確保の支援に努めます。

また、障がい者へのサービスに従事する人は、障がいや障がい者のことを正しく理解し、障がい者本人の気持ちや要望をくみ取れなければなりません。障がい者からの意見や要望に十分に耳を傾けながら障がい者に接することができるよう、福祉関係者、ボランティア等のさらなる資質の向上に努めます。

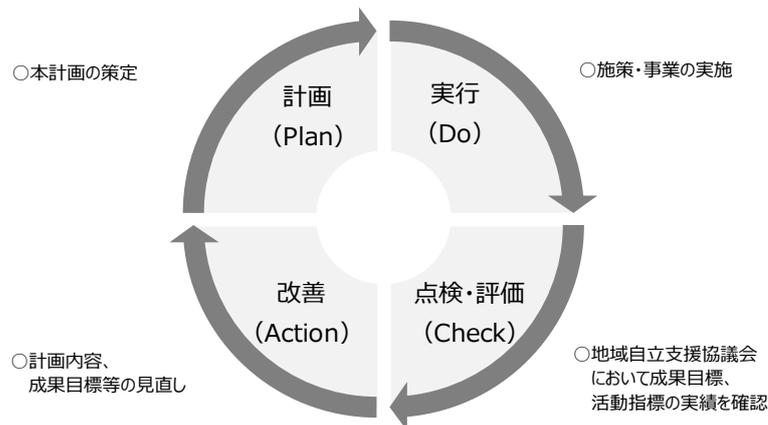
第2章 計画の進捗・管理

1 計画の進行管理

秩父郡市での広域的な地域自立支援協議会を設置し、本計画にかかる施策・事業の円滑な推進を図るとともに、進捗状況の把握と評価を行い、障がいのある人のニーズに沿ったサービスの確保に努めます。

障がい福祉サービスにおける成果目標及び活動指標については、PDCA サイクルのプロセスに基づき、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策の実施状況も踏まえながら分析・評価を行い、必要があると認めるときは計画の変更や見直しを行います。

■ 進行管理のPDCAサイクルのイメージ

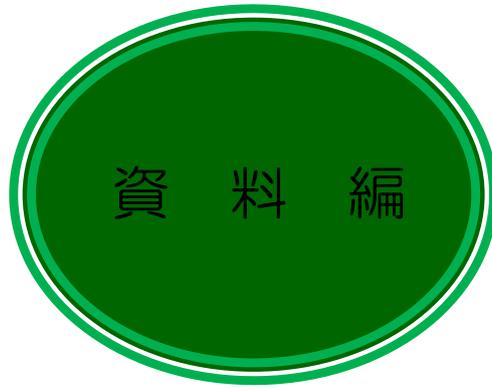


2 計画値確保の方策

障がい福祉サービスについては、本計画に定めたサービス計画値の確保を図るため、希望する利用者の把握と、提供するサービスの周知に努めるとともに、近隣市町にある事業所や施設との調整によりサービスの充実を図ります。

地域生活支援事業については、既存サービスの一層の充実を図るとともに、関係機関・団体等と連携し、必要な人材の確保に努めます。

就労に関しては、ハローワーク等との連携による障がい者雇用に対する理解促進に努め、障がいのある人の自立を支援する環境づくりを推進していきます。



資料編

1 設置要綱

2 会員名簿
